政談

四

服部文庫
イ17
1853
4

雑

イ17
1853
4

一内曲輪外曲輪の住ハ蕃住する侍足軽ハ己ニ主人の
郭内ニ下屋敷なるゆへそれなきもの子細ハ内曲輪外
曲輪とも是ハ郭内なり故ニ是ハ外曲輪ハ　公儀ニ
住蕃所之出ずれニ下屋ハ門遣なり然ニ下屋ニ仁
のおいハ下屋にて有も職るき町人足軽中間ニ
称するも一此ニ作出ニ称有とも其今ニ内証ハ之
のことし是ハ足軽住侍の家ニ嫌ことに本足を忌
まして蕃家ニ勤到る家の中なりのを抱入れ仕候
様ニ致する事ニ而あて其自分の住ひしきこと致ます
を手ことするニより軽き町人足軽中間ニ

まふるに出精する人といふべし然るに聞ハ此ことをよく
かしハやうにかくなるべし
一 内曲輪外曲輪の違ひ是ハ定とゐづまつくし高宗ハ
行儀をまもり家柄ハめでたし病人ならバ戸を閉べし
宮根高の宮家并さへ辞役の下宰并は諸の郭へ
なる所へ禮儀かくのごとく導べし古例ニハ是門にハ式
すといふるなりや是ハ内曲輪にて畢竟をかゞみ
るまへにいたる抑其侍の其の畢竟をかざる昔は
無るさ 陰元寺法代に下々の者天下に段と照了
さるゝと夜に田宅を 上意をもつて承待へ人ゝ次

天下ハ公儀をかしこまられ并法とし家 御出しも
無之所ニ三年も居ハかゝわる人も其かゝる姫人をまた
主人くの心淺なりき候ハ一円に奉公となりて
かしこまられ并主人かしこまりていふ事ハ下々もかしこまり
是之事己か主人への礼儀にてかしこまりといふ事を
下々も存じてかくのごとく法としる 御役のなき事も
之手前々の主人への礼儀にてかしこまる事なれ天下并て公儀
より御役さる一事ニ無之ハ加増に大名并流浪せさせ
老中上る事代 陰元寺代御用第 陰元之ニ御役
代のるとゝめ改替ある事なり是も内の一ヶ也

されは江戸中徘徊に一統に押ゆかるゝ仕かたに肉世帯
斗に押つゝ候事や上への禮儀をは上下共にぬかすへきに
供のもの斗ぬかすなと申へしぬかるゝ丸の内は大名の住居
なるにより大名への礼儀されも大名の下々の者
上下の分ちなく皆其ぬかりもや肉世帯斗にて君臣の
禮をしらするは中へ出し皆の面々の主人への禮儀に
ましは主人の心はまくにかゝりする事共ぬかりする事共
及へき体公儀よりは目付のものを以てやきなる事
是又中々通る事にて肉世帯を以て目付のものを以てかゝる話
より今にかくも主人への礼儀をかゝりぬきたりするを

一 忘れてもお世帯にては主人か事をいふ事共かゝる筆の
事何にて一統に申候是まて讃仰あるゝ者あれ共世の
務柄に寄りてあらしそ候るも理筋をは不忘へは目附
のものを以て仰候きる体大切にしき様にありて様
なる事共に出来りては上を侮る心下に出来るもの也
まゝは政（段）も有へきなる事

一 年始の礼には年寄の宅へ参り目録をは目付より
越かる事定年始よりは是又同書之御老中への年
始の礼は面々相宅の礼式は年寄之共に和気の人々
又は在宅にては年礼に参る師に抱へ年寄共にも

侍なる事なきにあれとも目付より轄する時ハ其對の札を公
法ずるし目付ハ公儀の目役人也　公儀より役人のお
對の札を指図するに及ぶ事ハ昔より其
なるに至りし軍法の定る事なり諸より目付とハ是公
儀軍法の役人にして己ハ非法を糺す職掌
なるを定め置せ任る様ニ御遣ハ其事に及
一御旗本之軍法とおハ家を掃除する事律の法にて堅
其上ハかくのとし旗本ハ廣大なれ共御大将を
一家の長にお軍中にて事も定めてなるに
一御旗本ニおいて大名の備を立大將ニまて大将をやさけて

備ををくハ非常にする事きハ何事も其年中
の法として大事の時急ニたる事もや上を懼るる事
今ハ非常様とハなるやうに又　旗先ニ備へ先手
備を立申中も切られの事てかしハ先手れ共後を
さけ備へ其きをひ趣りて成りかゝりきハ同じ
二番目ニハ旗を立る所ニ旗本ハ御備と人数を組み
減し何もも先手するに手足を律としやまぬ
あつされ共大名の本陣手ニ皆組て所ニ住する様に
先手も後もとうちも差紙用ひよふハ同じ
かつて多かる也て持ち備をとらハ非常との上様に

道へて喧嘩なとゝいふもの又十六ハ本より中通りとゆき
ましきハ男女わかれて左の方右を行す是禮儀なし
何事にも途中も禮儀の見ゆる様に浮世はこれ立居
る事ハ小笠原佐渡守ハ禮儀を一筆法と心掛る人と
聞ゆ 流れは高須氏は往来中も人の通る事
あてハならぬ佐囲里をつれあるして道のはきを手なし
かゝ面白き事とも見ゆる人盛りしつ備ととてひろく
ちる佐渡にてハ打寄より修るす事ハ一筆法の流の
やうにて流を立てゐ物の役はハかくのことしと見ゆへて高禰て
ましても襲はるし様様と流れまて熟しる時も出来

拘るへき事にあらす 境にて人ハ雨の時なと傘もかゝさる事なし
佐州は禮儀なることハ大手先之辞儀にて爪立ありて法制の
ことく殊に大名ハ佐渡国中を城のことし そのくハ真ちなる
佐渡は是れも法制の如くあり ハさ存てその外ハ立法し
居中も出仕の辞にハ辞儀にてきさハくし 是も禮儀の正しきあり
何事に法度を初め無之事なる様様の事もこれ有れし
宗門改めのことし加藤清正の故老の古語に
立る廉随の時朝鮮人とハ都て太閤の軍法にハ及ひ
さる事共立大名は古来にする事も辞儀にて自由なる
事あり日本にも今の我なりてハつまり人なる事も是也

場を定めすゝむに今まて陣に手あて攻めかゝるといへハ
無く同事に人数ハいかほとへ行とも此道一人も見す候
有之又陣ともの事之ハ日本にてハ生陣ハなや在るの
なるを人物の勢の形にて原陣と本田忠勝といへる
日本にて陣を学ふ心得にて今に大形をうら法
家来段同前之事を見て晋州之陣とのみ付
国々の名人の風流各別なる事を料簡して後陣城
待合を場に手段を付て陣の勢も皆ひらくと
争ふ人とする時陣へ飛入る一番手をとしるを形法
ありと雖又日本にてハ大手の陣形を設と見れハ

業足らすして是の備にても役に立大将之一手兵の備
形なき備ハ業をしらぬ備にて兵ハまとめ難き事也
なり見て指を免角陣法のように手を入るゝなき共
是を戦し陣の形を備る是ハ皆操練にて大
勢の人数をよく自然に和する事を習ふ事なり黄
罷風に陣する事ハ日本の陣なりし勢り陣なりし儀式に見
る事に調練して気を揃る事に是又其国の禮儀に
西洋をとはいかの陣の如し操練之事世懐之候
かきんき有之候事
一 陣備之儀常備数斗をもちて陣備を定め候ハ何

一なるとも不携なる事かへさゝるゝ事一なり
東照宮甲州へ御打入の時来心ある刀抜て人を切
あやまりたる代ハ諸士組頭并にて五丈
台徳院様御代井上主計頭を老中にて十人
書院番の内御広間に十人組頭にて役人に委ね
ことの事ハ携なきとりなりしハ昔ハ無しの事之今ハ御備者の
手ニハ何事にても携事あまり時ハ御自附に御役
事ハ演議に至てハ小事とも御書院ハ組頭に役
なれへ当御年寄衆御庭出て時ニハ人廻り
中は後すへきるゝ事之御れ様にあり大御広間に詰居て聴

一 固すへきるゝ事之是日本の古也ニ書周去て大禮ニ時ハ差
角顔を嘲の役人かさりて毛利居すゝる十八尺を持去て
子細至る事之孔子来各に命之時ハ周至る代設けしを
以ひハ此事之此等出當月御書院ニ河より江戸詰ニ罷
る御谷尚きを並なる故に其御儀を静めて其御出
まゐる事之定法と差る子弟へし當時ハ御様かけ
拘りて御書院をハ御備居ニ何にかし二面りせ面へ
法らしむらしの様に兼且る何より兼出て出付き
すまるゝ也や一時水野隼人正毛利主水御用番の時
毛利次ハ当羽勤仕之事來年三人代付出番隼人

下手ニ剣術勤候ハ少年ゟ抜合候て一生勝負付
ことニ手出候へし、かやうの事有間敷事ニ候へ共これ
兵法ニ修業候ハ、武術の役ニより根本を忘れて
修行と計考候て、武士共、用ニ立不申候様ニ
成候ハ、士の本意ニ背候事ニ候、武術の役ニ立候事と存候ハ
上の御奉公なり、其身の修行なきにハ剣術やらしく取手も
稽古すへ人ニ勝をまさるへきなり
一 懸身ニ用心仕候時ハ、習ひ候所迄も仕りかけ候時
然共、いニ出仕候ニ付て、四枚ハいまた何も仕候
又兵法修業と懸身ニもかゝはりて、御書も

士の稽古ニかゝりてハ、弟子共ニさへ、一家中ニ第一
なるへく、其儀ニ候へハ、大やうなる事ハ捨て、随分人ニ勝れ
候ても其身の懸身ニハ急用も無之も、ある間敷
事ニ候て、只今稽古ニ付申候へハ、其者共ニ能く座候
剣術の儀ハ、かやうのことにも、ふかく心掛候ハ、二三千一
人ニも勝る事、只今何時も何様之事も、何れも
士の身へ好み候て上手ニ候ハ、組割を稽古ニ入之と
取立候て、又取立て、重りて七八度もあまり見候
神妙ニ候、其段ハ又、取立一所ニ見立候
一 士ニ宿候も一段と一町ニ至り候ハ、出来候事

一元禄よりの俳諧は今安永二年季時に至る迄五十
年に準して勤し俳諧師も年も国にても町方
出家も一ゟ小分へ入紀に雲門小昔の俳諧と節を
引書て指りふるまひも又夜ハやらしきる俳諧
何事し計やる法やん是又誹りくして下世
以下輩よ事し上よりも中比に俳諧に頭をハ中間
して遣き数十年も其の三俳諧をは俳家出して下と
俳諧家あるよりも尤も俳諧に誹られて俳諧に候
多くして師る下俳者の事とひとる昔よりの俳
諧を作と立てへ吟味してたるる俳をみなき

ならくは俳をを吟味して定めましく紀ならり
俳ハおきはよしるするより古の俳を取なき時より
下るとも是へかくてなくぬるのこ是ハ何事も俳
役人籍ハ俳者中を神君定る職掌にして何も
如き人へ為さて月毎に小ゟして一月切に極く
る事也へ取兼ると文月毎の遺して其俳の出遺て
都年よりこころみ俳諧に文字も近年初陽朱
より正治に俳より久之半いり遣して安しかくて
下への難合ハ下のまゝ会立して其儘なき様ずる
事何を之是等の懐き事に准なれ共俳諧

るを旅人の中へも出し侍へて遠国まて其名を
ひろむる也又文武兼備の時は武芸にて評判をとるものなれは
公儀の御役人の器量をみるにも天下を治する道
理をきはむるには書を専一に形而上へきことにて何事も判断の道は
観の動作を従て観は志学をもよむやうなり
人にかつて世をさするときされは諸侯に天下を治めさせ
文武を下々の人に及するなれは心を法とする
ものなり

一将軍宣下の時御従弟衆の儀式をする事
治まれるなるへし

台徳院様御将軍宣下の時は只今にては御諸大名
とは八ケ年の間に至まし大献は
大猷院様御将軍宣下の時分改名に大御所様
なるはいまた御年わかく不来の御成は御法の様義多
第一にされ其若様と御称号にて御元服
るをまり出け御名の出はれ其名を入れて以て将軍宣
ことに御免無ひをさへ執政の附より事を出し又は勤
其所人まても呼集めまさししかる後御取
舞楽と申して舞楽とは猿楽にさせ又猿
楽にまきれ候ぬ猿楽とかけるにより猿楽とよひ

かりし名家の人ハ慕はれさる事ニ是ハ仕組のたへ申ま
事也

一能との事曽我物語ニ能を申侍時当世の儀式に
様ちかへ申候て今様へ移りては古もつき様に
室町殿にても清兼御とり申出て申御ハ其と
同しまてより東山殿より御申ありる事に東山殿より
室町殿ハ其後へ下ちる事とれて京にて代々の事を急事に
はしりて今も　清成までも儀式に様子に出来る
当世の狂言猿楽に成まてハ聖徳太子より起りと
申ハ大きに相違なる事ニ聖徳太子の時より猿楽

の先祖猿曲の事を習事なる事を混して猿楽と申
神楽よりして古風に楽人　額氏の時分聖徳太子
より以来の楽人なりて伝ゐる也千年計に楽人と申
守と地名替ゑて今様の事々天より申り侍
唐土ち西より始まる事の事をす是ハ能の唐土ハ
能まて楽の舞楽なりし者ハ張とりゆゑて様へ下て
おもきハ下てより下りける事に唐まての一能と西ハいつ
みしても天より出る事しきにされて猿楽の之ハ
楽人の事より多く是まて保ちのと見てより当時猿楽に
物入の事き叙成して、楽と申りしてすれて舞楽に

撰入大黄大やハ生上手ニ來ハしく撰路らる人傳ふ
達きりのこ芝ヘるとあ居きて四つあまりつ過ますに樣
色拾退ハ清兆ニ家具とい小撰之一二冊ハ古上毛
あるまのこ古門の出世中ニ大内東の時より抄傳より
其人全部十冊許有し家曲を譜之ハ生譜の誌
うきひよりハ蜘のこ古く野ハ明るまとよりハ短冊抱こ
写ると同子付あれえうきひ行をとゆるかして生を
つけ行かしまら撰とろんてより一書ハ古き何まても
ひの曲家撰之事を秋冬雜加入神祇釋教恋
無常まて前ハ歌のこととこ一書くに名を付まる

ちの之折中まし時ニ至りて生まるに成りて承引申
樣に結ても撰とろんてより是非をもふくて手をと附
撰かし第とまて發車ハ一段ニ撰名來世と
習きてハ能く撰々かして費もおく又々撰を満
又て残りへきもりの樣ニ思ふる是ハ樂び生果仁ほ作
付きまし二三年まに反年もかしハ筆龍すへきもるまう
され共是まるのるまハ後るを初座も調をも専も
豐きふゆりすへきふ心得のるまなるへくねえいとくま
るまかもおります撰は像初ハ宗匠撰像式なまは時
差得ろうり猿手沙羽ゆりるまかし猿樂を先人切要

およそ佛教ニ於て天竺より云傳へきたる事ハ彼方にも
須弥之説ハ前佛代より佛佛相傳して皆須弥界ニ遠
迦して云へれ共今ハ古の事ニ許ざる也
ゆえに今の世にてハ今の佛法をも非ずにし難信ずる事ゆえ
されとも久しく須弥を信じ今ハ大かた須弥説を出信
ニ道されど天竺にハ云ハず古き書ニ於ても皆拝存る
説なりと先づ云ふ事の證とす
一 廣中須弥説の説ハ此須弥へ至る者あり古代より
其事實も今も皆出来ぬを現在まて知ろて居るにや然ども地
如是し今ハ必ず地震の説も立つ又人為を回し

自然として天地の論ニ於ても皆須弥代の説
事多きに中ニ於て此須弥説を現はし出す事る乎
目にも見えぬ事故其法を目にも見えず古法を尽して
る中にて実ニ此の一段中ニおいハ皆ニ廣大なる
説も須弥事中へ必ず語して給ふ事又廣大ニ説も
語けれ共さ必ず共此世の説と云ハるゝ事其れも大に
子供にも云ふ一須弥ニ於て大地震の起り今
まての事きを其中ニあり一説是ハ須弥理ニて説
仕行にてハ左のひとつ事也
一 須弥山の廣数割大なるとハ須弥山より三ニて小州

一 老後は博奕道に長したるハ少身者ハ無人にても
も勤めらるゝ様に候得共家ゆへ大身ハ勤役の出
仕事のなりにても大身にて人多く名有候達者
病気なとにて博奕に付ゆへ大名ハ出役の上右番
同前不勤之役大名の屋敷ハ早々にて小身者
の家来方も達つゝなる所之事のみの為に博奕道に大名と議
持主か見へたる共少身者の屋敷ある家ハおゐと一通
得の様にして内に在所割りしては少身者にても
出来候事ゆへ不出来へし おゝいひける道にて少ゝ法役人に
かゝまけせりきらんなとゝいふなるにハかゝますけ

且さるとんの在宅を役人誨かして一家をときおゐと
一かたひして法役人ハ博用勇きるすなれハ丸に用に
至なるすしされ共是等ハ大難なるすし去年を少銀
出奉行所ふまゐらせ候ひ難成事すし
一 当時起請紙といふ事ハ集て内にては法に依り出来せは
役所の後に于ふ起請紙をしかるへき起請詞又ハ病気等の
起請文状をさせまするすまゝ至人の法に起請詞を出
候事ふすることをまゝ事無事にするすに能す大切
より古来向て当時を預来の事もおゐも道理に
以て起請之も指る来はおるすも起請詞ハやすく達致を

ゆるさる事にハ家中も先途ともなりて誓詞を破る事なし
あるひ人誓詞ハ一旦の事に限へし一生上ハ誓
詞をする事は有まし其上神明をあなとる心底を生する
偽を教ゆる媒となる誓詞といふ事も士たる者に限して
も附る所なき誓詞を破るの罪にする事は本道なるや
一旦の事と申事ハ人の心は変して誓詞の法也
かる家の誓詞ハ先ツ一事に人々事有へくハ実に事
あらさる處最初より誓詞を破るしかる家ハ平生
主人よりの詞あるにハ誓詞あらすとも守る事之事多く
臆病と構する者は　とも咎むる事之臆病者と

臆病なきと思ふ事にて病と称するハ侍の三代なれとも
拵ましき事也士より老人まて惣して命をまもる
事有時ハ病と称する事ハ士の礼也討ハ男子のおこ
なり付たさなる者に隠す事なる人ハ射れの時を得ましくは
いたすして病と称する事に文章上手まて歌読の故
新になる人ハ宗旨の子細をしらさる事は上人
して偽をいふにて其者なる作法もなき煩ふる事は
時分を去人惣人上京の時ハ病と称して引込より
おこ法なきハなき事ある者より臆病と構する人に
限先にてきき清主人のとよの臆病の根本

尚と成る邪政に至義となさん為に擬文と立るも
よろしき今の世には僧と成る事へしされ共ニ当
今の時を明らかに其まゝの法事にて擬文にて宗門受崇
是迄の事は重々に誤り置る事ある故に此の諸とされは
僧と成へき神明とならむ物と思ひすなる事に相見え
志ある事也先文明以来程子の治めと儀分の
事にて其等の事は擬文快と出来ける事との後の
宗旨の事さ法義也へからぬ国方にて其に絶
之者又は先哲の後と疾事も御のり自然
に勤むるも皆同し文明抑江戸の勤は分小

の子細あれは勝手ひしとなりさる故宿番と構申事
尚時節をきらひ相勤は様々の心にて足なる人は歌数より
会して病事あれあるも五相いとゝの外に聊せまりて
勤難事の次へ病事等をいかにも五相にむかふ事なる也
を懸事なき人有之は身上にてさる事の次へ病事なき事にて
さするにあらぬ相手迷惑の筋にて宿番を構申事也
抑は後々に迷惑にてはなれ様の時節を考へ候へ引
宿番も又文は弱みに利なる故引負へき為に病事
とりいふは又は秘書をかまへさる事なれとて相用るに
ていふは其外にまかせ勝手の為をすましては是非に勤し

人とハ吉凶存亡を世話にする心深くハめて
様子よく来つきる迄ニ見きる生得哉いむしき事なるもの者ハ
是なき後の世話して中ニ漢書ニ相構る仕形
なとなる迄ニ犯ニ而る事ニ人々とハ犯せまりても勤
まする役儀ニ至ル一応時ハ其勤極まりてもの役ニハ
なる様ニ真ハ病家ニとりてもするニ仕形ある此懐
第れ治ニふ和かの様ハ老恩なる事さ様なる迄此皆急
状ある者のあるニ而ても様なる人ニ望むニ九まあるり
為しも十八の明君名将ハ左様なる人とハ様ニ心すかし
なる者て引出す様ニ法ぬ通へ而るの為し而して死

書院とハ古の者ニ而て正ニ下知を受て勤るりニ而て其
役院の文理ニ内ニ書籍りと而ニ書院の下人きまず
時病家ニ仰かりとせニおらわれて一般ニ内より勤て人を
成下知しまた人より割合ともとすれハ仲上方なしぬきハ
ニ衆人のとり病家作おの役りと配ひて引ニ而勤る事同者此他
されなと死よりの病ハおきとハ所り以様なるは
一 所よく金銭品はのニへすよニ益人為出の時の指揮ハ
得況なるも様ニなりて謹ニおるりきま文ハ一向ニ作ニ四足
下るハ大名の国ニとへ昧自其ニ而ても人ニときまれも

時に家康公の在世中に隠居して大御所様と称し
仰付られ候事
一宗門手形之儀は何れの寺よりも出す事なれば偽と教ゆる事
其徒に寺一ヶ寺宗旨出入する事に偽と教へ候とも
此徒に念仏申さば疑無く往生すべしと云ふ時は
其意に人を欺きたる大罪なり偽を教ゆるになる
下心偽り無き事上の如しと云ふべし　切支丹宗門
之儀は僅百年以前より渡りし宗門也
右之文言を出す時より出す時は書き文言
出す時に家には偽り無き事と云ふは譜代なれとも

皆其時より出す時は右の文言偽り無く出す事
称し出す事は江戸に住居する寺譜代なく寺にて出
す事は御国にて寺悉く此文言を書く故に諸人
をして江戸にて諸人の為と見すると又右の宗
門之に江戸詰の寺なりや浪人抔とても宗旨
寺より江戸に出る寺は捕へする故右之文言
載する事なり一寺自から云ふごとく出す事人
とされば代々寺は宗門手形を出す事に
なる由其寺を以て右の文言の通りにて出す事に
ますます其の役儀の称しするとも心付ぬ也

かくのごとく誤らざるやうあるべし

一 摂津の文字に別るゝは伊豆箱根ともに権現とあがむる事
文覚の忌也是ハ身ハ武者にありしと書れ老手
柄ニ出しれハ夫れと後の念佛せし司るし貞永
式目ハ北條泰時裁判に依て是を制しきと也
摂津文也北條の先祖ハ伊豆也鎌倉ハ箱根に近し
箱根伊豆箱根を崇るなし今ハ國儀伊豆箱根を
権現とハ云も往昔も日本の宗に日本中にて何方ハ
人かゝる権現も勧請し先祖より人の崇京
此宗教する事神社と同じへきなる事也

一 実子無人の家を継る事是又仏法ハ儒に於て尊く
同役合候ます厄る事の様に覚へ居る事の上へ壇
なりけれハ寺子ニ出る事ありて先一書に依とさするの
如何なる事ぞや是ハ只子なき時ハ他よりの子を立て跡を
継するとふて来り十七より下にて其子のなきとりて上
法なり起て仏と立へき事なりハ仏父に相の後を
継を立てもたうしかるまし子孫ハ先祖の勲功により
家をたゝと跡を継し程なれハ其先祖の為に子孫
なり其子孫人の其子を立て譲ハ立へきする事也
人に勲功なくて其を論と立へき筋なりハ仏父ハ

幼子ニハ手をならはしむる時ハ十四五歳ニ有る此の
いまた小童[illegible]にては書をよむも[illegible]ぬ事[illegible]筆を
と傳へて十七八歳ニ成る事ニ至れハ古人の師文の有事は
指南して従中書道等の二三年ニ至る[illegible]他師を撰
文字等も傳へて幼子の所へハ歌を通して[illegible]
御作事ニ[illegible]小学生之従の随[illegible]ニ[illegible]心を立あ
[illegible]ハ事にて幼小童待[illegible]して[illegible]いふ用事は手習と云も[illegible]
十四五歳の頃迄に読用を為す事ニ至る是は[illegible]
要事[illegible]読用と為[illegible]十分之[illegible]て[illegible]ニ拘り[illegible]
ゆへニ大方ハ其の教も年も[illegible]ニ拘り[illegible]あまた[illegible]

持手と文相[illegible]する事は何とも[illegible]ハ[illegible]何とも[illegible]
古[illegible]扱訓[illegible]中古[illegible]迄ハ何之[illegible]
漢[illegible]もよめる是又其時ハ何も[illegible]
ゆへに是文三寶[illegible]を他[illegible]にても幼子ニ中る[illegible]
人ニ望をかけて士文相[illegible]
點しかくてかくのことく年をへし是[illegible]
主文相[illegible]用筆の秘教ハ其[illegible]吟味して中古[illegible]
事也[illegible]文字[illegible]も代[illegible]
さて[illegible]心得[illegible]
一 然る所[illegible]

是可の御へき事之當時ハ太和郡山ゟ伊賀上之郎し
りかる事の始る也是ハ元年関東ゟ御陣より大坂御陣
との間在陣を皆て御帰陣合戦ありて太名ゟの
國との侍不残少将の（太守なり）兵と取而教ゟ御家臣と成
ろも伊賀上出志と返事して御伴まて家ゟ御上事
ふて太ハ伊賀旗本の少身もまて取ゟて伊賀衆入十ある事
ゆへ召かゝ也十七年より初陣を勤そるの抜る取事是年
役と以て伊賀衆と云　御陣ゟ出て取ゟ取ゟハ此指るき
ゆ七年ゟ御せいまさ識弱なる病身なるハ郎と以て々
かく迄て伊賀衆へ仕へとりかるハ至へ下し又病也ゟて

伊賀上臣郎ゟ広瀬の病身持之事し御取と以て伊
賀之勤ハ立とて及あるき又難き伊賀の小よりて後仕事
も伊賀の名残伊賀衆之中よりあると半道あつて取ゟ
節ハ之へ下し右の子細なるハ伊と以て上まり御前へ
旦き節まて取ゟ及事也此家の大名と伊賀衆
ゟ波新し昔より知るま無様なり此時ゟ多申て
大名ハ伊役に御奉行に及ある事　伊賀之ニ於民（右之の祢かひ）
ハ弟子之子と伊賀ゟ数ゟて大學子ゝ長の多郎と構
而むをとり共父の志と伊賀ゟ議而何も加取とり
るまゝ申り右ゟより一人集りなり候ゝ押ゝ取とのハ

定法なかりし事にて侍るなり又上古の比ハ定まる様も有る
様なる御親類にて諸事を付る筋も有べし　婚姻の事ハ五親
等迄ハ何事も相談の事ハ論なし　上ハ自然何事ハ其親類
迄ハ及ばず然れ共子孫の他所なれバ親類の事には其外何の事とし
親類の外ハ御代様にて候とハかるべき諸用事にも中使を付る迄
なる時は諸用并に又其身の物を請取る事バ別而ハ可済事に
親類に及ばず候ハ又他への定まりてハ下々付は諸役料
物の帯する者ハ諸役人其外身分を申立て可済事や
親類に及ばず又他に並ぶ身分の事共在て勤る事など
親の事迄にて諸是非掛を拝領ますすれバ是ハ定まりける

事に就きてハ親類方へ申す事又何とハ外ハ二筋も三筋も有
事とも有ば何方迄申すべき事とハ何上の事と一筋に極まり
兄弟の事ハ本家の外にて身分して執りはからひ兄弟へ
届ける事も大方かる事なき初心者の為に成まじき故ニ其事
其事又兄弟の身分と何事も何れも七つ計る事もの其
今ハ不筋に極まりたる事ハ諸何の何事も是ハ苦無事
断の事ハ如何ハ人を遣子の中ハ何事も上へハ申すべき自ら
身の事ハ何事を身分の事にハ人に申すべき事ゆき事を諸
此外勤め事に等しき事又何事も若者ハ何事も其事又
隠居人の前隠代のいまだ隠居極むる隠居の事ハ其外　記

古来より御作業（茶）諸国におゐては細工人まて何れも
其道細工人の棟梁手廣と云人ニ何れも附手廣種ニ
ハ大工を始として附其文躰おのおの心をきて此人指図と
し其序其者の隠ニ至る事をいふひて指図とせねハ傳
細人ニハ似合ぬ早無の仕形なりとて思ひ役人ニ氏
其人何れも指図之通上ハ自分の了簡ハ少も一つの仕と
なすまてハ其上をより主時手前職は底に甚匠手まて
其之の筋も道も筆頭の哉ニ而是その文ある事間
様子を見とし難く事と指図をし是より某の文と云
二ツ家は筆を職人一の事一年迄と教へてもいひたり候ニ

中けれ此手家人の物を買ふかとも其者をいふ也と
極めて何へハ指図そりしより手本ハ料理といへる唯
其時人ものをもとより何事なく人とハ清明ニおよす外著述て
躰ニおいて小様ニ入と云人是ハ清業ニ待て事に備ふる事を人々
さすへき為ニ手前嵩ミ三抜する筆へし是ハ家之文匠
實の法の事も時に至てハ仕様其人も一とをすに有之されと
主時ふよりも世間の氏とハ学校延ひて何の中務
をハ人ニ為業他人と其次と有なし其の世ハ下よ
人の何事も常ニ有而上の指図をし宜しく殊に請役人も
好むのみ何事も見るみ及ぶすと云ふて其様なり

一 婚姻ニ金を論ずる事近き時之風俗也是によりて婚多く
持参金ハ身上不相応なる金を望むゆへ相手乏しく
男女共年たけるまで独身にして子孫之乏き事も有
又ハ無拠所る事にて娘を両親にて妻とする類も有
独身にて久敷居てハ傾城町へありき金を使ひ悪
敷病をうけ又ハ家内を困窮に陥様之の出来る事是より出る。
事有又田舎にハ百姓ハ夫婦共年より内にて婚姻
するゆへ子孫多きこと是而巳ならず万之事も内証の事すされ
又不為様なる武士を初め万事ニ至る迄ハ時節を
見はからひ也へしされハ当分縁組をも見つけ役人を

立て頼を御用上より御極め有て然るべき事ハ時風やむ
無し

一 養子の事 他苗の養子婿養子共の無き事ハ近年ハ藤家の
時家督をゆずる事も譲る事もせずして、おもより他苗にて相続
する事斯まき事にて、婚姻つての後を届ずに出来
為続事ハ小藩の手に入る謀計之家為とハ申す無し
近年鉄国の財らく人之国を取ようの計筆にて他家へ
家子を依りてもらひたる家の家筆をたつて無家系
近養子と号し他苗を不系にする事誠に浅ましき
猿形に相似たる事と思ひすして世の風俗となり他苗

異姓養子聟異姓養子ゆるされて家に付ることなりされど天子公
方ハ右人の種にて相続するなれば国持大名の家も
其家筋の思入有て他苗へ渡すべしとハおもハれも
まじく依ハ譜代大名旗本小身かりそめにて古の
道も堅守するなるべしは第一禁にあるべきことなり是まして
筋目なきものの事にて人の種を貰ひ町人ハ猶以武
家諸士の筋目混する事其数を多くしす先
祖の血子にあらで他の筋を家の世継にさせる
無子の継あるし 聟養子と同じにする事は之を男子
家ある人たちの養べきことにおしてす 武家の妻に成ての

事あまたあらくハ聟異姓子の家に入るへし但し女の腹に生れ
にても身しるたの子なく同苗の親類もなきは
先祖に対する筋目なしされど女の思ひにて他苗は
異姓子なるまでも其しかるべし去ながら其時は
御家に其他苗字をとり養父の苗字をなのる時ハ
其先の本姓を忘べし相違る他苗の相続をゆるさぬ
事ハ聖人の法にて御定もこれ有国家の法なるに
付て子細なきの筆紙に尽しかたし

一 隠居しても其子或ハ孫に子なくて諸同姓に孫
なる時大の隠居さへ浪人になる事多し是まで

当分一代気随なる仕舞する者あるましハ門抜
持方にて下知する事也譜代家中の者迄も門抜持方らん
下々まて見る事ハ大名の家中も見るなるに
譜代の御法なきハ不承諾して毎々時日当
なき中へ下より作法して是も我まゝ老分を害
子に行て語ると申すにし

一大名の家中諸役の軍役あるに諸役にも申付の家の
法にハ当分家中に禁令せし外家へ家法なれ家中
流行する者の風俗となりたる人の我まゝなるに至りて
痛ましき事也夫れ武士ならハ町人百姓の業も

むつかしき事を申へき様なれハ果ハ様々の難儀を仕
出すなるもの也当分の者あらしとも早速上の改
の儀なりも仰付へきの依是非先年長子にて国を
つかる世の積る難儀に付むへ存へき事一と言より
減しぬへく家を人にて相続するを是又其家
当分ハ家中の力にて人の一国
一円を相続へ当分にて今日まて国郡のまゝ
民穏代の家も当初家中の力にて始まらす事上
国郡を下されし是当主人一己の力にはあらす全く
家中の功と然ハ譜代の大名の家中も

全く上へ對し下ゟ上へ對し法律なきにもあらす郡
縣の代なれハ大名といふものなきゆへに其家来の一人にても
皆天子より勤向を網ひ給ひ人々子孫に傳へるの大名
一軍の家といふ者ハあらされ共今ハ封建の代なれハ主人
一人に國郡を下されて其家来ハ主人に
下されし禄肉を以て身の食とて主命に細思する事ニ第一
されハ主人の家法をも大切と法度するを是非ともすべし
且おゐて上を相並る人も無し されハ主人の家法を
きは法度して後の難深あらん子法思ひて法度を守
め名称の名あらん今も時代に法れていえかりて仰せハ

法律新にあらすあれるべきの規ありて潰さん大名あらん時
其家中の侍百石以上あるいは千石又ハ五千石の者を地
方にて五十石以上に下されし事ハ其國に宜て
夫ゟ大名されて十万石の家法まで仁は十万石
小禄あるべきを八万石程相立て二万石は仲の分ハ士に
料に宛へし是を元ゟ思ひ代ゟ主家へも返らん
而し此者共法度を大役にも立て其なり
其大と為仁治事へし其ハ大名の家法を相保
浪の者を作て國の治めにもかへし其時は書物の
なる能も小身なれとも起されても萬人ハ右のつ士を加へて

る事是なるへし又其律を人ニ云ふ時も其郷士をハ捕付
そしてもちハ之事ニ入もなくして又罪あらて取扱ひも
在年よりの家来事ニ移り取て以其事ニ甚よと慮之也なり
無しき所有る時ハ大名の家中の諸士まで主人の無道
ニ組するも有まし其子孫まても謀叛ニ組する
事なき也御し状文佐藤家の浮気まての吉川紀伊の事
子細段の福田村の事ども八万石の時ニ家勤ても御付ス
院ニ居る目代人ども（○是まてハ誤まちと見て）陸奥守も御付ニて左衛門時節
出来てハ当りと申滅亡して百姓まてもへし然れハ
大俸大家の大名を取潰しあり人ともは公の御備なる

なり是大名を潰すへき為の筆ニ而ありまする日本国中ハ
上ミ御心儀ニより得ニ在事ども其時ハ時世ニ而て八政
道の事し又家来ありの方る所へ其後の上下共ニ及へき
一大名の家ニ家中の仕置ありしく又ハ当り前の諸勤ニ而て
家の儀ニハ元の事ニ諸国の傍ニ而て家中二万ニ至れり
事ゟ漸く世ニ立ても世の御へ出起る四五十万石五万石の
続る大名ハ日本小国ニハおるそれもの土も形段を積
了大名ニ三代の時も其後の国ともハ又て現来五万石
伯の国ハ五十万石子男の国ハ廿五万石ハ佐家ありて三代に
時ニハの三度依子男の制度皆し小国ニ事切ニ及ひても

尾張にして石塔を生得たる家に例より幸右の様子
なれハ実子を二才の時にて其方養子に聞せ候へきよし
仰置れ候得共とくと得心致さる人に候得共実子ハ
末子なれハ父の実子なれハとの情にて身上を二つに分け
成敗以ても下され実子に継て家督を分け下さる事所極
のまゝあひ大名の家に三十万石を限り仕候よし
一 妻ハ夫の位に准する道也礼也去ながら今の代ハ国持夫の
家をもつ者ハ小僧ハ妻の親ハ家の格を夫の家
揃て唐を慕ふにするよし いづれも一子の姫宮
となへ候も人に寄嫁する時ハ隠嫌をはなして一子を親

女なくてハ同姓の諸侯を親となして天子の禮を摂
て諸侯の禮を用ゆ諸侯の娘も公家衆へ嫁する時ハ
父の諸侯を親となさずして同姓の公家衆を親と定めて
諸侯の禮をなして大夫の禮を用ゆ是によりて一子の乃
姫宮他に至りてハ諸侯を親となすゆゑ諸侯
の娘を後室とりてハ大名を親となすあり是士並人
乃法や将軍家とハ申されすれとも石高を当として定めん事
して士人妻を主君のうちあひ出てひ諸子の格式以
ことに超るて一様々の無き生しるよし 唐代の先蹤
昭代の時の天一様ハ異国の後代のごとくにて候

害あらしく夫の家法を破る物なり大かたにして夫の
身上なるに思ひなる公家の娘大名へ嫁し大名の娘
同じ様なとへ嫁し又平人の中へ嫁する時なとのことく
時は化法の様にて志ありて是を制するなし
是より上より制度を立て女子あるへくは
一 大名の妻たると機を織事せしめの第一のことゝすへし
妇人たるもの常に是を常の慰とし大名に
孫娘の身にても古は今に至るまで許すと十二三の子の頃も織を
と仕かけて得は定めて手伝をさせ其中にて業を仕ならへ得自
身ニ子の天を奉り給ふ時は大冠の上京様に出
練と以物を織給ふ事は古へ禮也律令の大人は紙縦を
加へて織る卿の妻は大帯を加へ織る大夫の妻は夫の祭
服を織る士の妻は夫の祭服を織る衣裳まで織る庶人の
妻は夫の衣服を縫ひ織るなり妻は人の衣や是を夫を
能して夫に侍る事也とそれへ許せる事は某方法華
経にある事御の様なるきれの条目の大調法なる物
あるゝ人の様なる子を常に衣する物なと何へは昔は衣を
古礼にへ書法方業に理の法化法にて侍切まて候一寸
織出しまひきれを衣にも一帯に小う事なるすとも是は十三こ
年の少女の織中にきれる事なり是を物ならまでは隠候

付より上ゟ夕むの古禮も皆異國聖人の礼をな
らひてかゝる殊勝なる事の古いにしへを今に語る
事なし又上總國の百姓の習ひにして娘をよめ入とて
他所へかたつくる時ハ其里へ近きも三十日ほどて里にかへる里へ
至る時も手綿一端織へき程を紡きて夫の家にてを
らひて持行き三十日の内に糸にそめ一端織りて
夫の家に持る事是を夫家に帰する事定まりたる作法
此ほとかくのごとくする事百姓の中にても作法する
古れのこるにて殊勝なる事に大名武家にても又は
なかなかなる古れいなきは今下の百姓にのこりたる事

事なりますや文宗廟の家にハ天子の后として祭の
供物に備ふ絹あるべし是まで夫の家に嫁しては
夫の先祖をまつるには是其所にて作る事是は敬へ
ぬ事ハ古の時ハ作法の事ハ何ゆえ女の作れをかるとて
いわれ能きにしへ夫まで文書に載り給へるそのゆへ此等は
敬ゆるにて此様は作法の跡なり何かと上下の儀約を
はつけひ立してあれといふへもれを失る時ハ上下の
人皆作の法れといふものを禮の敬失えるなきる事と
思ひ合に上下儀約をも能は貴ふべき事と知べし
おのおの其事は古今にてはかるべき様にいたつて是を守る人は

なきことなり古の聖人も赤子が乞ふとりいて自ら處
僧の務を行ふとするにかゝりて常に人へハ我の房へ
さかゆる事を先にして禮との上る事ハ先達の方へあふる事に坊主
も出房も大石得てよき人情を知りありける世へなりの
一子を持ける事あるをは弟子とあつけて修学させ
へも我かりしをさせ中半年ニハ様付させて其身の在
の坊主より後の住職まて相事ある者にて諸道ハ相あるに
するゆへ元来これを二十三四年斗まて寺得ハなかりし
とはいへとも今は代の住持ゆつりて其代々先代の様に
なりし有職の学者も親子に依怙を以て公方の寺福等と

いふ事也皇子誕生有しハ母は息所とまうしめ
そゆて昔の人を尊くかたひ昔にありて事をはかる時の事の
なるも此の頃にも此の事を息所とい　御ハ御徽殿の何
殿の女御と云しておほん御殿をさし其頃御息所
おほむ后の御殿をさす事に及ぶ事まての皇子の御母の后にて其て後
皇子に后宮に息所とよすまて皇子誕生ありし
皇后御息所と云けるにおひし皇子を親王にする事
は三后の事とし今も親王に成るも無品親王にて依然
姓を賜りて人臣に列する事也親王へ世に親王ハ四品
にありまして後生の官位ハ其人により

皇子誕生まゐらせ候は御母法梅小なりとの事なり候
此物語との比ハなかりしそこ妻の子を持事とは
新房と探して法梅出来ありしに時代の風俗出来
今まゐらする織の筆の及ぶところ古の母は子を以て
貴しとしたりは其子の代になりての事也御代々
のいまだ御新房梅小にて時を経給ひし時出生有て出生
桂昌院様ハ御出生　様を猶その時より御出生ならせ給ひ候と
御系図にても　様をすべき
大猷院様の御子はじめとなりたるべき
鎮林殿の母なるを名乗るべき御ところにても

大猷院様の御母君として
鎮林殿の御母子として御子まふさい
青蓮院様の御成家様ハ打ちと御登　様なりし
桂昌院様ハ遊ばし御出生　様なりし此事某也の
時出来の時代より時ハ御母中方にも一様の理勤と請
有らハ今時ハ玉様の理勤はて波御新房と
いふ事なるハかくいふ子係情の事にてあれと云
出生十年男も小学にて古のにも小智有れ又今も
はかなく生まれ又大名一年始学出家不存
年月ハ其の娘ととひて不時まとて出所出す

是と化中妻のかくする數多めしとりかり是写すゟ妻あと
妻をおひしら京脇よりめ侍等うされて労益をと上
て七子を持ち京妻をハ家老ゟとの國持ゟして
百代の内の老人とも清元。左衛門娘中より衣類正
物家居までも細かに制度を立すへし八十餘万ハ感心
ましたし

東照宮の御目見を祝と七人のうちにて五十護府ゟ每年頃
放鷹ニ年々江戸へ御出の時七人のうち侍してめ一人も百
年ゟ来れてるにて御供なるゆへ江戸に出府して御遠所
内ハ某曾祖母のりとんへ下めをかりに来り候て備して

ましてる曾祖母もわらひ七人のうちの御前へゆき御うけ
して

東照宮を御見すると交まて祖母の物語にて承りし七
人のうちニハ三河の御方々の御供衆にて幸手ハ御方
なれ共。先代ハ御侍の事也

一 家を兼あとするゆへ御軍記所書等に入てハ必来るにある
めさするうハ御法みつしきも立へし 祝戴侍半さも奥様
いさをあつかへさするゆへのふる事有し女中なる者へ
ましひる事ならやきれ共老の風俗と兼られて人へきすこ
様の人を見へ来る是皆わすれ候とりかすハ家して口写ゟを

凡そ主人の寵する者なれハ何事ニても其いふまゝニおほ
ゆるを其風俗となるゆへ妾を妻とする事ありしてかまはす
子孫の出生を失ふ道理なれハ妻を先とする事の本なれハ
なる事義とされ世人女子の如く様も無理様々の事なる
一 妻を求め妻ハ主人の身上同格なる人の娘にて婚礼をと
とのへて迎ふる者なれハ衣食も承調へて置妾ハ下仕
出生の者なれハ其性質も劣るに妻の儀式を備
へ置事ハ主人の身上のためにて主人の身上の害となる事
大身小身皆かくのことし又妾の親類の下賤なるを
取立て大身ハ国政を乱す事多きなり妾を
妻とする事ハ大義は生めの為にとてもかくまても妻
なきんと無てより約束をして妾をば妻にて寵する事
生るゝかほし 是之事妾を妻とするの本なれハ
なすとも法にてはなきゆへ左様の約束を守するは何ぞ
つとめされ法なきは非道理なり
一 妾より出る物ハ形にて子孫ものゝ出る時も妾をはかし
物の本ハ小寸なる事ハ誠りの悪敷も寿ハ子孫
並ニ一旦妾九あれ共嫁娶ハ人皆何れも妾なり
四五人の子ハ凡人とする事ハ其身にて成れは法な
きものへしされ共子なれハ妾を至る事法なり

ともきては表向一妻一妾となる下位には定と認なる妾は
備へ物多くして却て色々の悪事を生ずると唐律を
按ずるに妻の次に媵といふ称ありこれは賤妾なれども
おもに妻とさまで替られぬ尊き身分の人に知律令は
皆唐の風にならひて定めたることの様なれども日本の古法は
皆唐朝の風なれば替らず上古しく時代は古き
の嫉妬なり其れで出来人も妾の役にして嫡礼の時
もおしれ申し時は民風なりしと見て本妻の嫉妬
もおのづから理と又本妻の役割にて家事のことを
するなれば又人の心は様なりても毎年々は妻の悪

ることもなきにて理なり是まで教の道まさに正道をば
大好色の人は色々のことを大かたは男の心も是までなる
是もへし古の聖人は人情をよく察して男女のことに
るやうにきまりたれば和らぎてよろしく是今大名の家
上﨟の小女とりいてものを是古の媵なるべし中にも諸家
妻の嫉妬の為人にて夫の召使の中にもまた其姪
等ひし偽名の相手役ある奥方の風儀よく候し
ぞれ其本妻の母は召つかひたる時にはわたしみて仕へてよく
おもへることも妾となり子を持ちし子どもやはり奥方
に従ひて奥の中並にて何の替目なく上下和楽の

おしよせと華美の来りつまてのあるまじき作法なきがごとく
渇ての婦人にて左様に思ふとも又様に急に
きまりて奥方にての遊は管絃歌舞手前事と
ますます立派にならん学問なとハ大名の世話
なりとて隠しく書ことなし是ハ新たなる不義の悪人の
を深く信して家内とよく治めることに候得ば其
かくのごとくされけれとそれよりのたちまれて主人の
御すきとりなるに家中へも其の風破れてあと
しけれはされば妻子のあるもおもちなるべし
一 世中の御用ありてなるをいそれあまりあるまじく是又勘甚

子との事まて汲して出来候こされば母より
ることなきとて父なる事とて候ハ富貴なり田舎の家
殊の外に生まれて家父なり子を父譜代といひて候
お家殿むかるに出することなるに世俗秘蔵あること
をきては頼むに小判する様やあるつまり是母とかひ
て子なき女と母を出するにハ出まり出ること左のめ
中の我孫の続きある人をは頼むの元より孫ある
人の内にてさうして主人の世話しては家中にも是
世間とて挑わる世の中の菊字を名乗
一 世間とおもふことでありまし取るべし

一 比丘尼ニ事候女中ニ此検校とて下ニ御座するを
不審しきと思て尋とりけるニ其の人男ニ成よりて出家して
ハ居るなる女のニ旅めの比丘尼ニなると候故面弱き
物なるハ公家以上の装束かしめさせ出家にすれ
と毎度ハ候保する料足がはし古ハ宮人を
婦するとハ事を仁政の一つなりて思ひけるに人の氣を
慰るゆへすると仁政ニする事也し大衆は浄瑠璃
色ニ身をおゐ庭ニ移りけるを稀に年寄ある女中
見ハ浄瑠璃を語る事ニ其紀事小侍部よりも居逢
名物の女中ありし又事紀への後に若年ニ其紀斯守

頃片其のこともめの御居するより語るハ生涯
一 検校の頭目ニ当番ニ入るハ宛きてる座勅
其盛衰の後小姓首図ニ事ニ分を検校ニ成　作事持ち
る事打しれし以て五十年待るまじハ宛よりこの生活持
座検校と云ふハ本座検校の頭まてハ涙の吹き座頭ハ
五十年より西ニ生を去りて夫が出て後をとする
有る事で五十余年ニ中川ある者のこは検校を
系りハ後を以て今ハ官位ニ以て坊主なる者の検校なるへし
検校として出家を見なる者へなる位なりと心得てふ
出世するは官家様の本当番ニ入りて出世する事なるへし

出家の紫衣とも官仕てとおりつハ文官なるへし
紫衣重衣何もみ也　平僧にて衣の色をは免ある
まてのことし　検校の紫衣ハ出家とは格別の
ことなるへし　検校勾当といひ太夫官名ニあつかる
座の検校も平僧之勾当といふハ何ニ官名ある事を
不存候ことし　勾当内侍といひ中も内侍のうちにも
あることされさして　殿の称号也　又座頭の元祖蝉
丸といふハ琵琶の上手なるより元祖にするなり
蝉丸ハ延喜の皇子といふハ謬る也　又蝉丸座頭
の始末ニ蝉丸とありもひるへし　座頭の始末ニ候

の始末や蝉丸といふハ安倍仲丸坂上田村丸なとに同
ことにて俗人の名なり
一　丸號俳や許人なとも出家の事に今に隠なき事也　又ハ俳号
といふ小野の出家の風俗にて許人とするを本意なる縁
病人たれハ己か意趣ある人を打果する中に余情ある
是ハ其人の所存を越許人にて上を殺さするに候縁病
とするにて其罪の筋に許人はされ不混すること非す
されは是とるなる風俗にて何とか存する所に免許
人ハ縁病の事也といはすして出家に准する町人百姓併
人ハ是若者共も是へ略なり其品にすりて二つ滞り人を加

をとゞむる事はなり喧嘩を業ひて其時の法を憲の
申付る所なり然るを其律に私に仰付事へし
其人許人と後家といふは私の義理之為行人は大
きなる大名又は強国の時ハ其人をへし何ほどにてもこれ
大名にてもまた子孫今ハ大名に出候ほど主君ある
故也其為私の義理とおほやけの大名とは公の義理
物なり国の治めハ私の義理をすちたる筋もあれとおほ
やけの筋に大きに違ひて害の及ぶ事あるをもつて私の
義理とかいて憲すゝ御やよ紀のことは此ほどに必定
ましきなり然すは是縁なるを大名の子孫には此事に被

仰付られし

一 喧嘩両成敗といふ事両時に法にて悪人をころしになす人里
作悪人の法は両成敗にせず罪の有無を糺し其科
に依て罪なき時ハうたれたる者の子を無実に地に称し
てかたき打をさせ相済すること是ハ父の仇ニハ共ニ天をい
たゞかずとちぎりて罪の代ハ二子に得をとらせて天
下のおさまるゆへ四夷の地に称するにてされば喧嘩両成敗
にあしきなれとも古偏の法とまうしきてかたき打をゆるし
ゆへに仇打とても妨なきに自然出来る仕形ありて出る時
両成敗といふハかくのごとくといふ事なり時は敵打となりて

然れは道の立さる事孝悌を重しとして敵討をゆるされ子細
なりゆへ聖人の道に叶ふこと是も律の格日本にも律
を立られ候時ハ敵討といふ事をさして宜し子細は
人を殺し候ものを当人より是を殺すゆへ又々仇討
及ぶ罪の至極を犯してゆるし置たる人へハ公儀より
ゆるし置るゝ事ハ是を討たる者の人殺しに無して至
かましき事にもあらすハ却る死罪になることなり有る事也然るに
是を本として孝悌の道に不背私に人を殺す事を
強く禁める仕置出て郡縣の代の治めかたといふ尤
時は世を治るに封建に無き事ゆへ国々ハ公儀より

法を構なし許大名の治めに孝悌の道を大切にせ
されは不叶事なる郡縣の法律の格は当時は用ひ
かたしと覚るへし是に付て喧嘩に相手を切殺しさハ
其殺したる者切腹して相手役切腹なる事と喧嘩両
原て堅く候を留ても到る者ゆへ有るへき所中にもハ
取すゝめて其方切腹なるへし私にもあるハ討ちし備せ
一方にいき残りたる者切腹なるへし其余其場をさらき
らんとするはかけ付る者も其場と出ていかにも前なる
すへき事なれ口論斗にていまた抜き取さる内なるハ取す
くめて中立する事もならさる喧嘩相手役よとまゝなる

事煩を生し無益の論議するに及さる事也罪なき人を
議するときハ理非をたゝす事の仕形也然れハ理非
をたゝす仕形之此段お書置候也武士之人たる者喧嘩
して手を負たる上にていきてかへる者へき得なし当
時も諸津輪なとにてハ路にて抜刀に及ふ上ハ手とき
さにて仕合するよりハ中々にくきす相又人に抜つけまてもなき
場をとへつゝしみおそるかまへ無事なる風俗にては候
病ちからなき事なり是ハ又実戦場にかゝる士
卒の中にも原より軍中有事ニなるへき中人也是を猶一病と
其く平日にても近道路猶病とす事にきたる由

是ハ無事なる時之大将の仕置にて候分様にふくせさると仕付る
事也是それより風俗に事なる戦場にいふおやけの立場之
喧嘩之形を闘諍せすの被取君父のなる是あたり上意立
人大きなる者之の君大名字を重み主人の為す時ニ
成とわりに人ハ喧嘩の折手ハ無事まて改むる韓信か
人のましと云事に本の理あり本の物主
出事在とてされハ城内に仏法の政事ニ金銀米当
申付のとまし戒手利の何とて後病といふ事のなんか
ひゆるとも無備とそれとひとの人も五人ハ人かの多師ハ余
議ハなき事也平生之私之闘諍ハ公様をとらむ

其の上ニは大事をと忘れて不義なれハお手ニなしけるハ
賞翫すへきことの肝心ニ難堪ぐも此わけなきことに非す
罪の詞ありといふハ迯るものゝ事を忘て危を身に受る
までにて万事差ニ成なり

一 博奕打の類ニ其国の律ハ引かへしとの時ハなくて折ニ
両立ものにて其身を家を随て同様なものにて仲ヶ
為に仕掛けにて是非に人の金銀を我自様にし
博奕をなとハ殺すゝ為時奔物をいふものにて殺しても
人の寿短かくなるハ大に通達其のすること国家に
極めてきるものなる事 其条より猶達あれハ国家に付

ゆき負嫌数々まかれハ又場所を作りなん道具通して
一枚なるものにて手と似ぞ人々にあつかハ他国をも仲ヶ為
小事ハ男ちゑを出す事ハするものニ随従の是非を分ち
為し律に立て不義の徒とりするもの死罪ましまさけれは
其通りに立ちて掛けされて博奕を打ちしるきれハ律の
掛ちてお出るなるよし常時之料をとへ取る事を語
まかり金銀を自害ニするものより色料をとるハ博奕
をゆるして国上をとり取るによし博奕打の為にれハ
きに家俵をとり出すものにて又おさをとりするものに是に
よりて町人はおそれて又悦をも為るへし博奕子の

はし有おゐて大坂南本町の河岸にきられ候て死するもの
ハ悪事を犯しておゝ事ハちやう仲ケ間とよて仲ケ間の失
ひけを承り之ハ言執を返す由へ罪人ハ右をとられて
差り歩へ言ゆゑ小ふ八差ニて是ハ律ニ申ふ也たる達なり宝 [illegible]
御すへきなるへし

一 捺打出ゆ追剥人皆強盗なり古今律の掟に謀殺
故違の之ニ必強盗を出候何ゆへなれハ強盗より
一族ハ生するる歴代の古事皆かくのことくなる処
当時ハ同役人石之子出て古今の事ニ縁ニ嘆きゆへ
強盗の者まきさるやと厳す此等像かなりとく律の

掟ニ強盗の罪ハ其首をとるに斬罪と置人の法とも
人を害して殺するの罪ハ死罪とゆるさる斬るとき斬手
ハ仲ケ間あまて此等像あまりは同田舎へ追行き田舎
は代国へ出付ゆきしには実議有之おるまし田舎
ニ出て本に居住をさるゆへとかく此仕置ハ江戸にかりて定
様ニあるなり

一 大名の法ニ江戸屋敷を引払ふる儀ハ大急
第ること近代ニ天地年人正りなる了承及ぶ市中ニ
下さる事と銭貨と弁売り町人押出石清なる説
語と風聞、是に親類の市中ニ諸の難をとなり

町人と家ハしらぬ様子杯は掃除ニ不為しおいて済なり
算合は其母菓鴨の屋敷より松平安藝守屋敷
引つゞき其外屋敷の内ニ至るまて見えし屋敷ニ粗ある
集学ある一挺ニ供の女中ハこゑ掟法に従ひしる侍
も法にて長持ともるひゝる侍ハなまま木の枝の枝などに
ろうらう引と共に緑を我も法ハます物まつるに刀
出かけて持ち様ふおふあるて家来しる能なり
算合の事なと戸田家ある家人引取屋ハ舟出て抔中
出引家来しらり入共歩てなりとの事是ハ古来ゟの通りに
無事屋敷の者又ハ才なるへ入れ候抔説あまりに

火急の事なり是ハ昔ゟ人の沙汰ゟ始まりて一体の事ニ
其屋敷ニおゐて是迄ハ其の事ゟ大名ニ屋敷を
引払ひ上を取上て其所ニ町人の取数の
下され候事ハ昔の仕来りにて諸の様子なりと云
今ハ大名なる事されハ昔ハ諸大名の江戸屋敷ハ
何事も出る程の旅宿と云所に心得屋敷の
心持ニ見えて居りに大名の長屋と云小屋と云ニ
ろう今ハ江戸勤番の事ニなり常住の宅
のよう大名の妻女も昔ハ勤の当時ハ在国
入れ替りは来りし出候事ハ也中間ニ候事

なく人ハ今ありかりの世にまで衰微し但し津はるか千石の士に
賊の内より浪人となり具足をハ衆戴の方へ改め御りとき
諸の作法を施し上六何も無き衆戴に下さるる事又ハ
弓矢て生業浪人の子浪人になれ下菓子又上六上を
生業てあるまし一生子孫共に衆戴の士分ハ大名の国を
守る役目も有之候に付諸物にて年頭町人へ売拝ニ
直きあるあるす又中年ハ浪人するとまいハ中小年の多数
して有るへき物を施すへき中年の自分に取得し出家扶
妨具足ハ主人の衆戴の方へ御渡し候の節御殿にて
後の士て又は及さへきなるハ但し浪人ハ浪人の不相はつき

物ゆれねハ・士衆戴方へ賞あるへし如此定法にそれは
本陣の士家様にすまし一筆遣わすまし此れ大義書付
取らるにあ無事ニ御男や子ますへあるまし物を清見置
大ら戴の士分とハ物より出して物請之の人へ本係
元服様を取り次ぐなり大俵付の役目ハ取次す
なる事并ニ士分の士分ハ士列に先を取に及び支配す
国を守る士分は大名なりてにかかるまし一士分ハ
つハ公儀へ遠慮すへし今の武頭とハ君公の物頭
町人百姓に売渡すなるもの見へしとも・異国
迄てハ三代之時も後世も蔵甲といひて甲冑ハ公儀へ

納候台銭の出方し場所にて又納り候事も日本
の事も同し津の国の兵庫ハ神功皇后三韓征伐之
古跡と納めたる事有王舟の様又ハ日本古来の事
実征伐の古跡を納る事も有古来の代ニ当り候ハ
人ニ取持するもの事ハ大名の作法ハ右のことく
有之事なるへし
一大坂ニ在所の墓所之墓所ニ而ハ墓所中ニ而葬礼
有之候ハ於中ニ而其所々墓所中と引払ふる
宣法なりと取る是又無事ニ而も諸大名の事中にも
江戸屋敷内ニ而葬礼有之候ニも夜中ニ送出候事

右之仕様ハ其外人ニハ打死も有之ニ付死後三日ハ葬
式す事も無之候事と有之候故ニ死骸を並ひ置事
する人情ニ而其趣を聡きも為其見り大坂ハ
墓所ハ江戸の墓所ニ而死人も葬礼も其儘墓所を
さしたる事ハ無之候て其持ハ墓所とし用ゆハ之銭の
為ニ設けたる事ニハ之事葬礼を事とし候所ニ而
おもむき之の墓所ハ墓所ニ而候ニ事や
大坂ニハ墓所なれ共是ハ無縁の墓所二而付事ハ
階級なとハ有之候事是江戸ハ墓所ハ不残の在
所墓所の外ハ大坂ハ至而寺へ渡されし

葬あるる故人様ニ於て忌かゝりし且無之人死する
上ハ主なるもの少年と御城内ニ雑居なりとあるるとも
御番様ハ少年之方より出て寺しするも有之御番の書付
頭より下るとは其しかる所ニきこえし出る大坂
在番は僅ニ済きりしての其様之出る人ハ尤ハ
居るまじき其の月番衆ハ名お国々の小屋ニては一
了し其格式の後は其借用諸事之留又ハ楽れ候
算筆あるとも覚へてる人ハ是又其借用致すとし
かるに一切に居る物と其事にして忌中ニ而も少なからず
御番之面々と静めて出る所ニ居る内へ入るにて物入

興し或ハ持筆様するかへかたき出る大名の居諸
出ても諸済きりき事中ハ要持筆役衆大切之
物之是又大坂出ニハ事之の御番衆おもえかるし御番ハ
大身ハ御城より出て定の刻限出迎して其内へ出る御番
なるまじ又仰らるれす先年あるまし大身ハ持筆様
の志抜よりて候へつき番して数す事へし又
御番し万石から十日斗もるて又御城内へ出る事も
俄又何方へ参る人ハたまに御番之内ニ少々手筆する
する物の御城と其之事ハへき様ニ御門より出入　○日々出入
すまじは御城中ニ隠居とあるる時ニハとも出入又次第

縫などはきびしくいふことあれハ僉儀むつかしきゆへ
事の為き様なくとかくゆるすとは書なかの侍
接する事なくめ其事好る免見せると見えけるを
まなてきびしくして之末はの之様に相成ぬ世家
あまたハかなる次第の事とも事かく大坂は書に記す
其の時ハ何事もし法なくの事とし必法あるべきること

一 前四代之事古三代の時ハ墨劓剕宮大辟之五刑と
極刑として五刑と云也ある時流罪をも五刑の疑
者ハ贖ふる又五罪鞭とふる事ありて是は其の徒罪なり
笞杖罪よりふる事ハ此時ハ今きたる事也漢の文帝の時より
墨劓剕宮の肉刑の代に笞杖を用ひて笞数五百に
の其墨劓罪重するには手およびに徒罪も重き八十年に
及ぶ時ハ笞と徒法に名を用ひ前にてあるうちに
隋唐の法出来して文用隋唐出来て五刑の
名を笞杖徒流死と立替へて隋唐の法も定て夫
よりの間まで時通て日本の古も唐律の通に其の
時に至てハ死刑に代身徒刑を用ひて斬罪加役五
等次ハ流刑と徒刑与六ハ遠流中流近流之三等五
其時ハ八丈島など遠流として六ハ五罪人の旅つよ
遠近とも付て遠流中流近流といひてきたる事也

備後出雲土佐伊勢尾張上総伊豆安房隠岐佐渡奥
出羽なとへ流されけるなれと今ハ大島八丈島は江戸より遠
流なり又ハ江戸より大島よりは舩にてあまりある事ゆへ
来るの小商人入りて島より小様あるにていなき迄
八丈島は島より出舩も千とせよ子さりハ島代なし
秘する事也とり小様出てあるまかなるよりそ子月し遠流
とり出宗ハ出けるまきれし時ちは中流とりよるの
なきも戸籍の流罪ある人の心宗ハ日本国中ととつ
きへも先々は先人へ行りき居住する事なるもと思ふ成なる身へ
遠流中流とりよりハ中流とりよりなうしもとゆるなり御手

比類大納言成親ハ備前へ流されけり青信俊の土佐へ
流されける事あり其本郎なとて流罪ハ同人とかする所
なりしかれ共近藤宗雄遠流文覚も伊豆へ流され伊勢の三郎兼実
又の上様宗流されけるあれハ其本宗讃岐へまて流様たるき
事ほとけ時にまて戸籍の法ある名自宗他国へ行
る事のすと居ても七八千年この上ハ広間宗上の流
されける断の是ハ流罪と名を附るもとかくて大形ハ
時より佐渡の郡けるを相流罪の流ハ隠郡けし是ハ大形も
人なき事にて古の中流遠流もあるへしきりしく
業ときて一首なる家なとき丑物なくとわりへ十五郎

主より陸る心也。是をすてゝハ半人なる身にて大名の家中様の
ほ部けに来る時ハ心佛となる也。是非ハ手前主の国中を
出る如得たるもの六河古の中流々体の影に出る太
ほ難に於と道成に得させるハ其身の罪計の事ならず
牢献数出度なもの事日本の外の道路も稀なる
天進ぞ是て恥辱なる国家あひなる得の中々如得
にて牢獄年寄と思を如仕形ニ惺きなきと云
時は罪来ら仰付るの年経るの情あるを如得る事明
人の為なき事限る事ハ銀芸とする事家所方
乃惺きなくてハなくてハ平性の勢ハ武力にて定む　右

流人ハ日本の境界なり。銀芸も常也。大島ハ丈夫なり
てハ江戸より年々時々も住居まで勤めしと聞ける時ハ
何事も加へ各国計の事所も実事にハ出来ぬ如得て切は
罪ほど訴の為に牢今ハ日役易に遁散の勢に牢今ハと云
なくハ異国の津まで日本の者も通ることなきに牢舎するなれバ
罪の実義ハまた断る内の事之故牢に居るは流
罪国ぞて知る事罪と同じ支人の罪なる事に手細ハ嫌を
悪ハ大ハ私の意得にて無理に罪に可しとしけれども実に
了付罪なき申人いまだ合得するのみの流如と名と
付て牢に入るとき牢死させる事なきによりて支人の罪

にあるへし又公事の裁許に心を用ひ其始をつくして迄了及
審の後迄に二ケ度人の罪になる事又罪人を牢に入
置き評定物につけて人を悩ましむる事なし是又律の
誠にして世の事に迄是罪ある時も少なき事は律の誠の本として宜
事也されハ其時には永牢多く久しく牢舎すれハ牢
ニ病出て名主に有るとも其苦痛するの事ても其時年
月の取扱ひにて重き罪のなる流罪にも牢舎ありして
前に移り其親類に訴訟をさせて出牢をも申直し候の
様にあり是にて訴訟有る人を免れしとの法の事
無之候て又ハ牢舎の事も有之も前例の儀にある

百姓生類を殺したる罪にて拷問まてしたると其女の十
三に成りける縄とき候て此しけるによりて其母ハ牢舎
且百姓の譜代なりしハ親類もなく訴訟する人なく牢に
其年数を経たる時何の人罪ありて牢舎其牢の内にて
其人をよく知りてしくれけるによりて子細を問へ出るへしと委しく
右の者出牢して其彼女の事を訴訟して女も出されれ
されとも牢に其年数経したる女の色さと何も見えけれハ
り事とは七八年以前出牢せしその法に其時と同じ
役人並人従罪人獄囚なるの事と罪の種まても委
細に帳面に記置時も吟味して訴訟する人有りし時の為

差へ申上て御免なる事古法之出所ハ何る事もとくとあらく
はふる事と云共何る事も下まて申出されて構ハ難とよりて
そとする事ゆへ悪敷ハ訴訟をさするよふ事にて めいめいのふ
構して大赦まて罪人をゆるす 上の御慈悲る深
ゆへ訴訟人の手前ふ痛難罪の軽重と役人の役として
吟味してゆるするよふ法るふ出る時はぬく寺へ却て
訴訟としてとしふ知るある所
御代の御祝之と思ひてハ有事異国よて日本の古事も
大赦を用る事時宜ふ行れ事多く今ハ御代替
御事悉の節事ては無之ハ下より上を恨と申ふする事ハ

ゆへとして上の悲を下ハ恨て大様ふ来ける事ハ法の詮様未
熟する故之且又御葬式の御年忌ける事 昔ハ承及ハさる
事之罪とて御追善ふ御ハ軽きハ釈放ふ御許けるり
すきこ先公御許けるとふ 御定ハ当代の流より
御葬式の御年忌ふして御追善ぬへ御追善法を
内ハ罪人ハいまい 極まりされて年忌ハさすまりへ候ること
御葬式をも其後ふおひしらふハ 公儀の御恥ある事ゆ
其釈放の身ふ出て恥かくりしあるすこひと猶恥かくりしき
因ふおひてるまいこふるまい 法ハ恥を去て独するあるの
るまひ人ハおひしるいふよりても よくしも悪敷もたるなる事あふ

然役人の心得ぬハ悲憫ある事を救ひ追放の事を定め代に
無き事也戸籍の法立時ニ改め追放ハなし但ある事也
太平の時ニ遠流の上有咎ありとも事ハ其罪を付属
有りて月抜ける故ニ追放と是ニ而改め追放とハ云ふ事
なる并罪の階級ハ何るべき改め追放ハ之本戦
國割掟の時の法ニて其時代ニハ流罪ともいふなり但
放逐代ニ無き了原なる事也其時にハ其手の代ニ付け法ニ定め置き遠国
の追放人多く参る人事ニ付不埒ニ而集る族不埒なる(ハカ)との事ニて
悪人の淵となる事也戸籍の法立時ハ何是の國ニても歎ける
故ニ人の所行ある者ハ在所ニ而立処なき事ニ故ニ是より追放ハ

さし支ゆる事也古流罪ニハ追立の官人とりしまる
ある輩ハ其の追放ハ夫より流罪の仕置と致國の
時ニ仕替へる物と見ゆり且又百姓様ハ田宅を没入
して居より在家ニ居て我(呑)百姓ニ出は追放ニハ及す
ます理なる也田地も持さる無高百姓かろき町人ハ何方へ行
ても用ひ得る所なけれハ追放ハ何の詮もなき事也
追放ニ而ハ今の世より土界ニ悪人ハ彼へ取る事なれハ
流罪并遠島ハ定めおきたる事也徒罪ハ三代の
古ゟ異国の法式ニ日本の千年も立る事ニて立てたる事（此ハ古ゟ日本ニも有之徒罪）
ニて此法なき時ハ死罪流罪の下ニ階級なく永く検き

小異あれはなりて出へし米と稲とあるをこれも縄と
なりて其苗を作りて其薪を取りて苗物をとるとも云
ある故に引とるにより無得とて栄それにの事ありて位
事や年数の定に階級あり罪の階級常法まて所
くるも戸籍の法及條の法ありけは通りつきた所
難き事あるへし中古より戸籍の法及條も法破れて
法令も破れたるを見るより位三代の末より又唐の
法をは用ひ其昔も皮人其流罪あるへし　唐律に官
人の罪の流罪によるとは官当とてするありて官位
一階を奪ふて是を流罪の代りにするなり　位記

めに前に授し官を奪ふて其の官と前よりの任官叙位の時
備へたる位記一度に而同じ事明かなり是を一階ハ取上るに
ありて一官奪はるゝ詔に其の官職を背たる人ハ於ゐ
よりて中将を唐て三位宰相の位にある人流罪と極まる
時ハ三位宰相を解官すなはち宰相を免ずるなり
なりて前中将と前より任たるを前中将の備へたるを取上られハ前
中将と云の事なりて前の中将と云ハ又四位の人位
記を取上て其次の四位の位田減して五位の位田と取り
是官当の法也罰へし皮位其上に奪ふしむる時唐人も
なり其の時其所に役替に書物なけれハ法律加

こし通塞門の役を承りけり座席を定け則ちに識し
は投獄に百敲に上ケ大小とも二深よくく見極めて
やゝり役人とちる役人とも存るものなりと申て
又は擒の場所の者なりとは擒るべき者ハ別して
隠て筆記し出来て是ぞ見て大形違罪の代に第一
押すつとり下るれハ古着替ちの籾を差とり下る掛る
官人の上ニ出する時町人百姓ニ宛つると申付たハ諸
擒る下る法罪こ侍ニ百姓ハ農民并人夫を出すると云
役こ宛ての者ハ右内の人は業を致る辺の罪ニきるす
や押るを粗を出する古く贖罪し但古の贖法ハ五分

こ法とも當主夫ニ続の為めとる贖法金上にて罪の軽
重と八瀬の人と八九十の老人十歳以下の小児と官人と
笞杖罪ニ贖を出する事ハ是又大方役人の五通
時ニ是ニ至して勤番物の入費待をさせて罪を贖也
ト居るの内給ニ以之たる手代方とも年給の町人并役
人参の罪ニして橋を掛させて居る由候也是等ハ其
かり申きる事ニ出時となる杖法依死の法古り行気
てありつけの罪よりて是出ゟの尺を分けて取出て極き民
より云下して金を出させるの二役ある是ハ又金を
出させて隠しせて取出する法罪出す一古ニ無きるの掛

上方の定めなれハ役人ハ金を取るべき事にあらさる事也右様の
定めある時ハ金を出す人ハ出入成とうけ金ある人ハ金
を出して他をする事ハ道もなき成はの名目なし出入有ハ
罪の軽重を科料を以て貫ハ罪の次第定めハ是とも金
ハ金を出して他度田畑ハ叶ハ出入とまぐ科料の方ニ而
出入事の方をわきて為る手前にて上ニ而損益無ニなる成ハ
初より金を出す事と心得る様なる不坐なる法外ニて
民の心の様を思ひ事也其時公儀ニ而此法を取りなる様
下心也元とハ出入罪ハ済大名ニ而ハ是を取りなくして
公儀の法理を済大名のまゝ相当ハ可之事と此法済大

名ニても公儀をまねて此法を執り行ふ遠国へ至りては
出入訴訟出来すへし其手掛りの時は大名国家へ
不礼之必罪之過料を取へし如此金銀の事ハ人の
手へ渡らず出入よりの事年貢なとハ昔より法度ある
事なる故其上出入の事生年貢事ハ年貢の事
出入主ハ様なる事なりと思ひ田地の様とは
役人のかゝる事ハ出入さる事のこれにて山家ニて百
出入なる右の如く過料ハ其国ニも日雇ハ士農
なき事なれば遠国の人必心様ニあらば出入其も事
の金を出しまさりとうしの悪しき事生じするなれ上ニ仰ぎ

御国の掟なれハ御役人共ハ金を御好ミなさるゝ事の料
簡ハなし、只大事を申立てこそ御咎も有之
一 鶴亀と脇付に掛りし上ハ右節ハ大守の妻方なれハより
殿ゟ出る事もし手紙ニ 其筋へ鶴亀上より書
通ゟ重役衆相さる事を及ひなされ其外の筋へ
罷出候様の御隠居様の御事あれハ 御代に御座候
得共二つきさるゝ様しとは御老中其外料理のつゐ事へし
此者の義は御内に出て 鶴亀出て御耳にたてられ
重き御法と被下され重き候ハ御身分を失ひてあさ
是より掛り申上され共何分御深入なく返答候事も有間敷

有之されハ其上ハ御庭へ引出しとして引廻させ御自身刀
を抜て二三度切りて後ハ御刀を捨て内へ入る申す
後又目出度いハ是も御自身切るへきとの事にて返する内々
彼者何方へ其身逃て事やらゝ居て参る
一 出家の法事出度にハ三衣と着をきるゝ事津の寺院之法
るなき之事佛の御誡なる上奉行衆へ出て役人の構と
これは此の通り事立すなる子細なる由へ三衣と着せぬ
る事出家と流罪出家非罪にも法罪にも申付る時に
御法度を立て上けて之を依させて後申付るゝ通出家の事
法罪申罪をも申付る時に達又は今度之達侯

のみ一度牒を取上る事也当時従来正教といふなり
或ハ弁役人にて心儀に在と為ち出家ハ住寺と定め
居るものハ正教にもとりながら此法に背く時ハ其主
より之を擯出すると宗門の法に背きて時ハ宗を擯
出する事と一派の法に背きて時ハ一派を擯出する事と国中
の法に背く時ハ一国中を追出する事ハ先づる事と六十余州ハ
僧侶の法掟ある事ハ正教といふなり之事ゆえ無る事也
度牒を奪ひと還俗させて本生家へ返して民とす
為るへき事是夫より理きハ律の古法にも日苦役といふ
るものハ唐律を和律にもよりて一生日の間なり停止

事や是ハ仕形なるへし夫より理きにあると追院させ或ハ
偏ら公法を奪ひて平僧とする仕形なるへし出家の淫
行とかく随けにするなる許されすあるて還俗させて
流罪なるへし
一出家の儀ハ公事を好むもの多し出家一死罪にあたる事を
なし妻子のミを其の妨なし之事住寺を定め寺をたてる
ゆへ追放を恐ますべ法の儀備を仕りて理を以て争換
ちかく殺生のことある事とよく禁すれハ悪僧探て国
の法ニ道にて余るよう害あるを以ても法にもれおよぶ事多し
本来の公事寄同宗に多く十触頭へ本山といふ事なり

起立之事勤法宗門より出候而宗派の祖師の
法影を安置するに至る所ハ住持すへき人を
其本寺ゟ申付るに及ハヽ其弟子末寺の出
可申候ニて住職となるへくハ住山之者ニ可有之候 住持
他派ハ宗派を混し可申候同宗派の者ニ候ハヽ住持
其本寺ゟ申付他派の者ニ候ハヽ寺ニ而可申付宗
不相應僧侶等ニ而本末之事申事曹洞宗ハ伽
藍の無住ニ付而宗派不混ニ可申渡のみ趣
其外僧侶ニ相勤るへく住持共其宗派ニ而
寺社奉行ニ而可為之事相ひ寺號を可申上事

佛法に背き不届なる事ハ其寺より所々に触流し
其寺ヲ本寺として宗門を相守り其末寺の可申事
可為停止之事

一 度牒を申請ハ其上其弟子の後ニ寄り可得下知一方
三戒壇之内ニ於ハ諸宗の僧共ニ本寺へ一宗〳〵の本
山に戒壇をたてる度牒を出すへきやうに可申一
僧に授戒をなさしめ僧の者識ゟすへし戒壇之儀
僧を其本寺へ相伺事へし但戒律ハ律宗のをきてに任
諸宗に通用すへし律宗の規則ハ佛教
其外時代の風俗に依て古来より別に定候もの有

夫から出来ぬやうなる事也扨当時の風俗に
合せて大学義ともに静めて僧の悪風をやむる
事第一の急務とすへし是は学問ある僧へは講釈させて
教ゆるには僧を恥を知らしめ或は住持を国師
禅師僧正などにして除せらしは道に進むへきやうにする事
無き僧の法は俗人よりは第一難しの害する事也
在俗の僧の身においては俗人の下知はきかぬものに教て
様子得たる僧は人の帰依しる僧の無学なる
故僧とものうちにては帰依きす学問をして宗門に
弊風を正しく改め志し宗旨僧と同ゆへ来ともに

当時は浄家一同に袈裟衣を着し読経を申し候
之物を以て多き中ゆへ自然と金銀を集る事にてたくさんて
法も且又寺にては寺仏経法を専らとする事仏法を
戒名を付ることにする事死人を葬る事
なるは唯死人を葬る事にて経博にあると葬地な
此是は是非なし戒名に身持の差ありて上下の階級
もあり又得たる寺を施いたすとかの様に
其元の僧或は司る事ゆへ士の風俗は上下に階級出来
して手前の費も多し是も法家に相対して今にあらす
先ゆへは禅宗門宗教に代宗の事とも識者の為にあり

別ニ数多し 是等ハ学問ニ入人と本山ニ住持させ
一生僧ニ在すへき本意にて 其学問の僧ハ利得なと心にかけす
ひとへに学徳のみを尊ふ僧ハ名字の心深きゆへ家門を立て
宗門の中興となるへきを悦ひてかく懇切すへし 依て二
宗ハ三宗ニ於ての風俗ありてハ其外の宗門をも其風ニ
随ひて出家人ハ 孔子伝ニ学之以徳といへる事ニ随ひ
ある人ハ学をする事ハ上下を法度とし以て風俗
とせる人ニして中ニも出家なる事や 俗の人と上下
するまて是ニ学をするも是等ハ中ニも出家なる下の僧徒
なる人なるゆへ是ニ従ふ事ハ風俗等の麁なるへし

夫出家ハ別而家業のなきゆへ一生上京ニ法度とも
是ニ学するより愚なる事と思ふ之 以礼と云 是ニ切ニ従ひ
くれとし 就中 僧ハ数のちらしハ渡世ニする事の
ゆへなしとハいふ心付ける也

一 吉利支丹宗門ハ日本国中ニ堅く御制禁ニ付而
旅宿ハ唯ある事 諸ニ聞ゆるハ諸宗旅行ニおゐて宿ハ
難様のきんきなし 大友宗麟行中以後子孫
是ニある君子の澤も小人の澤も五世ニして断ゆるなり
なる是ハ元祖ニより其内ニ成其ハ家人ニ
おゐても人の怠あり

一吉利支丹宗門の書籍と名ある人ありし其数あまたなる
ことなりしと云ことは世の人多し儒仏神道様の書
西洋説書ハ悉く覚へ其吉利支丹の事に至る迄わかりし吉
利支丹の書籍は殊更かしこく儒者なとにも見る人をときて
我学への味をさとる事

一遊行上人の傳ると云は寺家のこと　持ありき其
出生之人はきありくる事に成る事也　在俗より出家時の人
あとを追ふて一人も帰らすしてる事に
了出家時名字よりの外宗門呼ぶなれ筆法も儒に
つき称る故同名称し名字とて改めといふ事　文首に極

持あり候事にも是又諸国の様にて家
通用の字といふ事有様に分ち返して字の名にて字を用
ともあり　是等のことは同名異字名字を覚る
何屋何兵衛と云ハ俗名字書時ハ俗名をと斗称ひ
同名字は付る事になる其人　右の通りさかのほり治定
俗称にても名字とかく事　書候もすれな
時よりも上へ書ことなすものは名字とかきて俗名ハ小く
（同名を俗称すへき事也）
肩書ふする書事と云ふ様なる事取扱ふ事
書き時ハ書きこ旦紀覚書事とのても人の名代
同名ある所書の時も筆代出之の人こといふ事終れ無

るやはれまるゝ事ゝき者と出ゝ子ゟるゆへ何事も是非の
先ニて持さへ明け次第に先にて掛ハ然ハ此等事さ
一 京江戸大坂伏見堺や其子孫と申ハ古法に違て作
る事は田舎にて年貢と云出代ろし都にては此かし候て
り百姓斗より年貢を取て町人よりハとらぬハめ聞なる
故にいゝりて町人のあいしらひ様に法様なるやうに
時勢を明智日向守より都ハ言悪像と大閤日ハめひ
大坂ハ云ふ前より江戸も一生通に年ならと入てもかまはぬ
明智ハ其君を弑しる人なり信長公ハ此武家出生
国家之政治に於て明智の恩沢と人にあさ

難かしする事也都會事ゟや又田舎にて人足と出
すは田地の高に應して出する無理也田地よりハ
年貢と出る事なれハ何も出す人ハ二重になる
事なり是ハ百姓の仲ヶ間にて年貢出て出来ぬ
其ハ年貢より重き事なるゆへ年貢半の高分ハ免すへき
割合とする事にて田地の高に應して人足と仕つる
事の何る様混して是非まりまたまも法と同
なる事に候役より夫ハ人の取数に出業より五十五迄
男子と一年に三十日役せさる事是聖人の法と唐土
租調庸の法ハ文武天皇日本にてハ唐の法を

司よりされ候當時は古ゟ一の年貢也今年貢の定ハ
年〻は租調庸を一ツ是合をて米斗を取る事
第八なれハ古の租調庸の法ハ用る所なし

一 田地売買之事

大御所の時分禁制ありとハ是ハ百姓の田地を売て
町人の手と制し田主とさらへハ古の公田の事を充る也
當時分の下民の中に存する事へ一田も無き賤奴婢ハ
売買する事古法也田宅も奴婢も売買なる也
多く其所て差別して八人付事也口分田とて公古
今の定めに男子女子共に口分田を給し六十歳迄て

是を返す口分田も公儀へ返上すへき物なる故ニ売買
すまじき事なり次ニ永業田とハ子孫ニ永く伝ふる田
田也是ハ功田なとハ世々売買すといへとも時法を以
て今の時ハ其の百姓の田地ハ兩方ニ金を出して買ひ取る
物なり是ハ是を売る事定まりて後作理をとり
売ハ其事古法無理の無理なる法を立んとする也
或ハ借る時金を付け或ハ借金の手形と様へ経
の偽是より起る事何も偽を出すへし法を立てる
是を申するは第一早く民の偽を去る事第一也

一 鰥寡孤独の者ニは阿扶持を下さる事是ハ昔

竟年七十にも餘りし事もれ達も出て人々あまたとりて
田舎持しハ二三百石も村中一両人ならてハなき事なり
諸人様存の心得に何のまちまちなれ共惇の事をも
無く一重目にかくるとく悪人なしとて諸の人を
江戸の民と定めなく内にて下されて是まて出申
一人に米俵下されて渡世する者にハ大きなる事へし
九十あまりの老人にハ一年に一度ほと
東照宮生涯の間日数に餘と一重も下さるへし是又以良
老の祝に付てハ一世に一度ハ年是鰥寡孤
獨なる者も田舎も下されハお庭に詠をも入さてこころ根

とへ何ともに佛法と信する計出家に鰥寡孤獨を
あはれむ心なくそうする下にハめ頼出家に　上すてき
国法は有き事なき事や　国民の国君日様に
揚まるの春八方本山のうめつく　公儀の国役人
無き又人に何事乞事を詠と国交何るへきさ文王
の政に鰥寡孤獨をまんとすきといふ文王ハより老と出
いへ事を篤く　上を尚新様まても是かしする事乃あ
国役人の文書さにめ様まハえ無かる段一度に子三人生
くまも来様下され候とり少様ある意をその揚まれき
故実と取りは詮も成ぬまるを見るやう

一

其国の人ハ朋友なとの交りも欠たる事也貴人の学文も
一切之義も大名義とハ勿論其上ニ上らぬハ是迄にて
殊に政務の道ハ下の情をよく知らされハ家国に
行われぬ事也思ひの外なる事を仕りして遠国の事抔ハ是
や近習之臣より下れる事と申てもよき様なる事なれ共
人々面々の料簡をもつて己か申ものなれハ其文筆
小物成人を先ニ立すに其仲々人と為て不見手前の品ハ
重ねて不なつてハ賤民ぬ者なり殊に人の情にて下の
悪敷事を見知し申出して中上にて其御ハ中さ難
との事をされて下の事を見申人とする事も難き也

施すること難き儀也扨卑賤の人ハ手前の中にて紀
助の善悪等様なる助をもつて中上の是にまよりて何
とても下の情ふかく知る是貴人の身の上に欠る
事なり既に下ハ老人若輩と名を付けて其上ハ二十
以上の人を勤番の隠居医者出家町人百姓
に至るまて見して二三丸抔へ一月に一両度もよひ料
理ともに下餅酒菓子抔をも下され物語する者と一
座人も念を立して咄を仕掛させ情様下の事とも遠国
の事をも能々承りいたし事を咄させ申
様に其上度々之事にハ殿様よりして御事御尋なとも

ならざる心なる所よりなる情をよく知りまして善なるなり
皆得おぬる場もなく善ならずよき様なるなるに抑る善悪なるも
物也古ハ聖君賢臣ありて皆朋友として治る人とも
君臣のおいしくひ仕ふるハ尋なるく是を布衣の交といひて
貧賤の様なる物はあらず古き道なり学者なるを治るの
なる事は師弟も仲ゝ者にて道理の清合とさやうて絶ふして
国主様なるに至りて善悪物也あるる上に対して物をも平に
八人ゝさしいのかなりて小仕まてれ仲間と道理の結合
に事てハ道へたる遠高しを忘して小事にはあれなり
一 あるもの蔵の内書物ハ儒者共に読まする事にはかしき成事

書籍ハおのが物と誇りて前にて人道にてハ名にも用
に立ぬものとは我に読ませる人なきハ反古と積るも
同じ事也おくらきにて捨人ハ惜む事と志しおのが物ハ
学者にても何くにも取出して便用せしむべく書籍
斗にはあらず別なるべし
一 軍法弓馬剣術鉄砲等の書其家々の秘伝とは
之人皆得て其流を保る事として其ハ名剣之様
に事を出て保つましく得ずに保る事として持もの也
為し昔漢の高祖韓信張良が御付兵書を吟味
させしまでなる事もあるの時ゝの秘書とは上げ得

吟味と云ものは殊更一通りにては難叶一生涯の事と
覚悟を以作法は末々まて何代にも吟味不絶道ある事
なりとて其家々の家法掟を守へし又信を深くする事
なり尤第一に武藝の事は武士の本分なる事なれ
はたれも嗜あるへき義なり

一軍法并兵法諸術等は武藝も其源は六藝より
出たる事なれは古今の差別和漢の道を知る事の
肝要なり次に弓馬の術等を知るは学文を以て
知る事なりされは其上にて一向の仕形の事も学校に
内にて武藝の稽古第一として稽古は致す事と存候

儒者は書籍等によりて武藝者は学文よりも付き候事は不宜
事也

一学問之事　上は国主より下は庶人に至る迄儒
者并講釈を致し候得は書籍を以て人を導き教へし
扨町人百姓医者家中の士までも各其家業之為に自
其語を以て論語を学ぶへし是等の書籍　上古の聖人と
古の道を学ぶ事を以て第一の稽古なりと公儀へも稽古は人々
是非ともに家中方等も是を学び其後は御家
にも其子弟は内々にて文武の教を親切にいたし
是を以て其師匠にて信仰致す所の師を付け候物

入ても稽古とする心なれバするも是人情の必然なりされバ学
上師たる弟子ハ早きこそのなる故師たる者猶宜しく教ハ
なるたけの書を右の如く講釈家へ出て役目に講釈仕
まるまるなき事ハ師たる者ハ難事也是又左様の事ニ而ハ教の度々否なる事なき
なり且又口写稽古致し候事ハ暢家悪敷の事ハ儒者と
江戸中家々にくまなきとき人々に情手段に無用の様子なる
するもの格別ハ学ぶ人も甚敷ゆる人々情手を残し学者へ
公儀の勤とハ別なる事にて早速門弟の事と致し候得
悪敷時ハ又一教書の教も新しき事にては候ハ何事も一圓ニ身上して
きへ学校と申す所に立させ候事と是迄の事へ通ひ候て

学者の不情手なる事と申す時きへ事学校より弟子
なしも是儒者共の中に稽古致し候と上より依之下され候
義とも度々弟子共ニ而其書物の伝習を
う勤役ハ先子共の門弟講釈のため講書
時ハ子方なきに仰付られ候て書物伝習と右の者に
仰付られ候ても学者の事故ニ致しそ文字も心得
校舎も絶ゆるべし儒者共の弟子共に書生同様
年来の存する時ハ是の律にて学文も宜敷のこと無
の修行の為ニ入り諸家の弟子共と稽古場所にきて又通
家なる迄ハ其の方よりも稽古所に而よかるべし又学

時右校ともしもの御付しあれは校の納め方なき
ゆへ町人の於今く仕ま町人の利徳にたつ事右校
より小名ゆ実に小付其費くて御学被といふ事
ありて学校に校と納まき事とすりて費しも
学校の物入の料にするのみ右校にのみ御付書
籍も　上より金を御借し寄校と陰しも右校と
太ゝ稽古所に召置まゝ書籍とすゝみて費すものハ
二三ヶ年の内に返借し来り金高返納なるへきゝ
稽古所の修理出生と名目事も　上の御もち給
なし出来し自然と学校御出来事なるも其儒者

の黒童の年ゟ来るや拙は詩作の学文是ある
ところ十年向きの儒者ともより芸者は書道へ
されは急し大学文なき人へといひきこそ有といふ様
なるゝ者なるへく然ハ兎角藝のかすハ芸藝者等
よりもちろと証拠とせされとも物見人き様なきこるなり
されは学文の人とゐへしひくは役人まて御付しなる様にも
あれは学文まてもや徒へまかしされ共学文たりし共物引
なるとふ不励くは役人まてたすなるまし　人ゝ見へ居る
かる中へ命の法なるハきぬ在理有り古きか学文なけ
まは公邊の勤かなしぬる様に流れて上居なりゆへとあつる

武士も学文を仕らしめたり源頼義大江匡房に
書籍往来の事は朝夕稽古有之故義家は奥州に居
の時上表をもて源為朝は極て又義家は井伊波様の時
の和田宰相殿には文を出し事見えたりに申しかき
文章なり為朝時学文なくとも得手にもよりて手
はなきことなれ筆は法なれども筆の事は常
時も書れの法式ともに庭訓往来の文章にて書
せ又御役替当りの所に編旨往来様の趣と
学びかきともに源氏文読学文をして是あれ
様に梅花文は役替様の為帳様といふ字にて読め

又は公事判形に書附は律の詞を用ひなとせしかの
つかふ事文を作りて事ものに払ふ日記なとゝかきて
かゝゆへ先例を知るに急に見え成るも無事時は
何も先例ともなる故に日記を急き用にもすなはち
よりて文事は勤める人のなしへ所にきこえる事
当時の風も日記とない字を通る時は年ないと文
章を知りて事なれ上字は名字には目うて
何となる事人何事も大小の日記を取時にて
能く治まる事判形を律の詞を用ひさる故罷と
為と科を改むなに判形の二行にてまかりなしへて

分りされ候ゑ右のことくすへてハ人に学文とさとへ玉
ふことゆゑ申様に大事の事にて万事学文なくてハ
君道の勤に手おほかる事ある様に去なから時ハ人ハ種々様
なる事のうち学文といふ上にて偏に化なくしてすむ事也
本をも余勤なしに学文を説事實は例有故と云
使ふして其和にて政務の筋文ハ名誉に由緒の有様
得の振舞て天下一事に一段候へ共 得掃して詩
得策ありても様に法度をけ进昔二條院宰相の家
この会合も其文安年 倭揮なく得和何やら速
み々の会も有之事なまではある得し きの限り作文

詩大名得ル旅却て用ゆく出座に 御料理部に
至るまで其跡えても詩々之 御仕廻てハ 御代のかきりまで
生ぜし詩様の会席でも物に様子理学者の事に候まで
公人ハ実々思ひ入の所并其名字と和なやまぬハ詩ハ
作るまねもの文字と不得心めハとの流ゆへ 理書も
歴史も見ずして不たる様也 故に日本の古聖道の儒者と
古人の手にも詩文章の学文を 理学よりハ上に並る
事也 倭ハ和得代に学文をさしてかり得好む経
体の学文をもやる様なり しかも講釈とおゆるして
詩文章をもやしきの中へ文字の和なやみなきにより

何ニ茂ニ成り来ル事ニ候得共、皆学問事成る事
なれとも、誠ニ候今ある事と存し候。今ハ諸生ニ至ル迄ハ代々ノ者
講釈ヲ致シ候様ニも、其ニ増ルヘし。扨又日本国中ノ者
持ちて道理ヲ能ク諸大名ニ於テ学文ヲ成サセ、又ハ学
者ノ身上ヲ成ス様ニ付置ニ付テハ、只今学者共も多ク出来
候ものの儒者共も自分ニ学文ヲ励ム事ハ有ルマシキ
十万石以上ノ大名ニ付テハ在所ニ学校ノ様成ル事ヲ
立テさせ度ク候。大抵五万石程ノ物入ニテハ学校ハ出
来ル事ニ也。松平民部大輔萩ニ学校ノ様成ル事ヲ立
立てさせ、料業ヲ申させ扶持方等ニ料ニ五万石付

是をも筆書籍と調る料ニ又五万石合ゟ子石程
ニ而も中ニ学文とさする者へ今ニ学者も多ク
出来可申候。西國大名のなしひニ而 上候
諸の小禄之儒者あるまじく十万石以上ニ而ハ
大抵之物入ニ而ハあるまし候 上より御触ニハ
何卒学校を出来すへきなと申文 御触なく共
仕形ニよりては諸侯何も自ら左様ニ可有之事ニ候
第一御家ニ久敷絶たる学文を御興起有りと
修行候者多く候て、国ニ様ニハ集りて候へし
一 儒学文ニ而御吟味有之儒者共も心得之筋書通ニ而御用ニ付而

一 学文ニ為(?)候ニ漢朝ニてハ殊外重し、日本ニおゐて林内記ハ文
章論ニ人見友元・竹見と云者并林家ニ
学者を経学として講釈下手之心を可付と以ハ
春斎以前ニハ衰復し某なとを迄春斎年間
司之家と第一として才子共ニも博く学文をさする
事ニてハ無之様ニ講釈とするニハさもなる事
家康也生方吉也のめてハ京の学文ハやめて
するへしとて本年然開候時ニハ上座の下座敷ニ
在位し家数の内ニ学寮を作りて才子共三十人程
付居りて生数を五科十等とりわけて御

五科とハ六経学科読書科詩科文科和学科之
是ハ人々学文ニ好キ好キ有之故五ツニ分けて
学文をさせ候、十等とハ六階級を十段にして
五科共ニ学文の進ミ次第階級とのかせて褒美
公儀より被下候、九十人抜擢とて一人宛抜擢
より七人抜擢まて段々ニ弟子共ニ分れて是ニ付き
とかく身を付け然も学文の助事ニして時節ニ応し
御説ある学文いまた前ニハなかりけり是非
其論之事よりの侍中を以て宜敷仕らせ
志ある 御代ニ講釈とする事ニ候

とかく儒者共も只学文ハ古今諸釈を経図ニ様
覚へ家業ニ事ニ致候而ハ何ほども無学ニ事ニ
候間にて損する事ニ候而且又内記父子斗に候間と
御付まて右別に諸稽に候事となれ共の儒者ハ
とかく候間なきとも事にて学文と存ぬ節もあるへし
然る聖人の道ハ之等治国平天下の為なるゆへ
政務の節に合なる事を第一とするゆへ士より学者
上人之家業にぬ事にぬ事有く一人にて流るけれ
無するにぬ上に小身にて八度々るにハ力も尽らぬ
るゆへ家にあたりて日本の士も四道の儒者とハ

一 子孫の第一紀伝道と云ハ歴史と文章をもて詩文
事とするとす菅原ニ江家共ニ是をつとむるなる家
是を第一とハ菅家江家ニ是や次の明経道と云
是十三経を家業とす清家中原や次ニ明法道
とハ法令格式を学ものにて坂上中原是ニ次ニ
算道とハ算術なくて暦一通を学ぶに小槻安倍
等也是ニ時の兵ハ学ハ大江ニ家ニ伝へて八幡太
郎も大江匡房より兵学を伝授へ也尤時ニ詩
文章歴史律和学兵学書学数学も八色
程に分け候而此儒者共ニ何れ是も思案致す時間と

一唐詩読ませ子共ニても有之也医用ニ立様ニ心掛へし
之作法されて候事ニ経学を求め業なれとも儒
役ニハ及ぬ事也医師之の読書ハ才ニ医者の書
籍も句ニ借し一色事能しても医用ニもむ
つかしき熟料ニても其方之勧様ニ療治ニおゐてハ
何れも医用ニ立様ニ学へきことニて候人之学文ハ
是非医用ニ立為ニ学事也何れも何ニ
用ても其心法の治療理非の事ニ候ても其用ニ
学文とハ申間敷候
一医者の子共も幼少より一代医用ニ大形医用ニ
ニ立貴賤之歌ニハ療治の際ニ急ニ取れ子共と
有之へき様ニ少身なれとも学文ニあり申すにハ
他人入魂之者の渡世ニて無学ニ成候人共ま
稀ニ療治をすへき様ニ候得療治とよくするも
無学なる事を心の時仕ることニて世人の生付学
文いよいよ仕手前療治ニ及候手なるも及物之を根
人と師範ニ仰せ付られ学療といふて子共と存
まいまいして学文ともなき大病なる事とも是なる時同
宝人ニ療治と仕習はする様ニおゐてハいつれも大
概医用ニ立様ニ候ても是なるも　上手之評

なくてハその法にハ用ゐてぬるものなり筆へきや

右四冊の物御ニ錯相なるまゝと記
しなるハ當時まて法の大概未熟ニて
大きれる家ニ法とす末ニ付法まて
在市へも写本ニ出つまりるく取候記ての
秘りき今ハ法も法ニてまて成るへ
下々まて別々ニ有れハ法ヲ誤るき
事ニ筆ヲ写すと知しせまふ為也
当時さまなと思ひなかよひなるす
なと書しるニて定めて弟書も
有へし又其本の書違もあるへし口ハ法の

道を記しつくしがたきにあらず
世の無用なる事の全説を出す事肝
要也行心には世事の取扱当り諸
技芸の境界なると法事の制度な
きと法二つに通ずる事を是によりて戸
籍を立て万民を住家に分付して町
人百姓と武家との制度の差別を立
王を大名に並に制度を立ては貴賤
とりわけのなき様にすると大説是にて
大略を申すと余り申すべし此外のこと

是に従ひてこの後あるべし　上京
しかり信約にして得る事なり
万民国家は宜しかるべき
上下共に富貴になりて　庶民も亦
安んじて動ひ孝行なる事相守三冊
目に記しる役儀の事共人の風
様を聖人の風なりては来し様と何
相に宜しく付けて此法と取り人
なり時を法を要意の中になる事と
四冊の大意かくれとし　戯作　窓

なしされては害生ずるといふことは
政務を上へ申あけ下へ申人にかくし候
臣妻子にあしきゆへ時移候ま子
当かりも候て自身老眼悪事にて
謬免ん候ところ
上意にも入まいらせ候にも常有なき事也

物部茂卿敬識

そうしの文のすく足まとひ
いつれの代のかゝみとしけ
将軍さまへんゐちりもまかものと
よき代のしるしにつゝんときこえし